



妬器花器 1992年



妬器花器 1999年



妬器花器 2004年



妬器花器 2008年

※作品の写真は「Y氏の蒐集による三原研作品展」会場(ギャラリー・プス、東京)にて撮影

## 第37回

 線から面、面から量への深まりを見せるやきもの <sup>みはら けん</sup> 三原 研さん

三原研さんは2007年度の日本陶磁協会賞を受賞しました。この賞は(社)日本陶磁協会という団体が「その年もっとも優秀な焼物を作った新進の作家」に与えるものです。これで三原さんは「現代の日本を代表する陶芸家の一人」として公認されたこととなります。

陶磁協会賞の授賞理由は三原さんのやきものの特徴を表すのに簡にして要を得ますので、ここに引用させてもらうことにします。すなわち――

「焼成後、化粧をはぐという手法による土肌と神器のたたずまいかのような独得の造形による」、「剛健でしかも簡朴な独自の作風をもつ作家」、「独自の焼成法による発色の妙と古朴な味わいのなかに斬新、モダンな造形感覚」、「現代における焼締めによる造形に非凡な手腕を示している」ということです。

さて、三原さんの工房は山陰の宍道湖から南に下がった松江市宍道町上来待(きまち)というところにあります。来待は山がちで、石が採出するエリアとして知られています。その石は来待石と呼ばれ、出雲の石灯ろうやその他、石の工芸品の素材として利用されています。さらに陶芸の世界では鉄分を含む土や釉薬の原料として、周知の石でもあります。

もう20年近く前になるかと思いますが、ある年、大雨があって、山からの土砂が三原さんの工房に流れてきました。その中に含まれている粘土を焼くと、なかなか焼き味がいいということで、その粘土を使って作品を作り

始めたのだそうです。それが今日の「陶芸家三原研」が誕生するきっかけになりました。

写真掲載作品では1992年のものがその初期の成果です。それから今日まで、三原さんの作風の変遷を私は3期ぐらいに分けて見ています。そして、その展開を線→面→量の展開として特徴づけられるのではないかと、私は勝手に思っています。

1999年の口縁が輪花型になっている鉢のような作品あたりまでが第1期で、輪郭線とか線のリズムとかが表立って見えます。植物のような有機的な形から自分の形を探り出してしていこうというような意思が感じ取れます。

2005年の作を第2期の代表作として取り上げるのはちょっと無理があるかもしれませんが。しかし、線は単純化もしくはシンプルになって、面の構成を通して量を捉えていこうとするように私には思われた時期です。

2008年の作はちょっと分かりにくいかも知れませんが、面にふくらみがありますし、輪郭線もころなしに丸みを帯びているように感じられます。そういった「ふくらみ」の表現は形の内側から湧き出してくる力としての「量」の表現と私は見ました。

以上の過程は造形作家としての精神的世界の深まりの過程にほかなりません。そして、そこにこそ三原さんの創作の「アート性」があり、「日本を代表する陶芸家の一人」として認めうる理由があると、私個人としてはそう思っています。

山陰の神さびた風土に立って生まれた現代のかたち

# 土地家屋調査士 C O N T E N T S

NO. 647  
2010 December



表紙写真

「いっちにっ♪いっちにっ♪」

第25回写真コンクール入選  
松田真知子●山口会

- 美の工房 工芸評論家●笹山 央
- 03 平成22年を振り返って  
日本土地家屋調査士会連合会 専務理事 瀬口 潤二
- 06 土地家屋調査士制度制定60周年・表示登記制度創設50年  
**地籍シンポジウム2010／土地家屋調査士全国大会 in Tokyo**  
～ひと・とち・みらいはーもにー～  
「地籍 その可能性を探る」
- 09 平成22年度 第1回全国会長会議開催
- 11 表示登記制度創設50年・土地家屋調査士制度制定60周年 記念事業  
**全国一斉表示登記無料相談会 開催報告**
- 17 **G空間EXPO パネルディスカッション**  
「暮らしの安全と登記制度」
- 26 「2010年第7回国際地籍シンポジウム in 台湾」報告  
日本土地家屋調査士会連合会 副会長 大星正嗣
- 29 **平成の「伊能忠敬」たち～地図が蘇る～**  
第7回 地籍調査の現場から～愛媛県松山市の取り組み  
愛媛県土地家屋調査士会 副会長 山内 晋
- 35 特別研修受講体験記
- 41 ADR 認証に向けた基本的取組み  
京都境界問題解決支援センター 運営委員長 木下 二郎
- 43 広報最前線／和歌山会
- 45 特定認証局の動き  
オンライン申請の動向
- 48 事務局紹介 Vol.19  
愛知会／札幌会
- 50 会長レポート
- 54 会務日誌
- 55 土地家屋調査士名簿の登録関係
- 56 ネットワーク50  
京都会・兵庫会
- 59 ちょうさし俳壇
- 60 土地家屋調査士の本棚  
有斐閣 判例六法 平成23年版 Professional
- 61 平成23年度 明海大学不動産学部企業推薦特別入試のご案内
- 62 土地境界基本実務V  
「境界鑑定V(筆界の特定技法)」発刊のお知らせ
- 64 ブロック新人研修開催公告  
中部ブロック・九州ブロック・東北ブロック
- 65 会員の広場を利活用ください
- 66 中国新聞 2010年(平成22年)7月31日 掲載広告  
(広島県土地家屋調査士会)
- 67 平成22年 秋の黄綬褒章
- 67 編集後記

# 平成22年を振り返って

～土地家屋調査士制度制定60周年記念事業の意味すること～

日本土地家屋調査士会連合会 専務理事 瀬口 潤二

あれだけ期待がされた新政権の誕生であったにもかかわらず、本年6月における参議院議員選挙前の内閣総理大臣の交代、また、参議院議員選挙結果を受けてのネジレ国会運営、普天間問題の解決の道は遠のくばかりか、朝鮮半島での緊迫した状況をはじめ、マスコミの見出しを見ただけで、ぞっとするような大事件が連日報道されています。

しかしながら、当連合会にとって、平成22年は、政権交代による国全体の制度見直しの論議が行われる中、土地家屋調査士制度制定60周年の記念事業を通して、多くの成果を得ることができた一年であったと思います。

リーマンショック以降、世界経済と連動する日本経済の先行きが不透明な中ですが、平成22年の連合会活動を振り返りつつ、専務理事として、考えてきたことを報告いたします。

## 1. 国土調査促進特別措置法及び国土調査法の一部改正への対応

昨年のこのコーナーでも報告をしていますが、近年、登記所備付地図の整備促進に向けて、その地図の供給源である地籍調査事業への提言や土地家屋調査士の知見が活用されるような仕組み作りに向けての活動に取り組んできたことから、与野党を超えて広く国会議員をはじめ各界の応援が高まってきています。

8月30日の国土交通省のホームページに国土審議会土地政策分科会企画部会国土調査の在り方に関する検討小委員会(清水英範座長)の「国土調査の今後のあり方について」としての報告書が掲載され、また、第6次国土調査事業十箇年計画を実施するための国土調査促進特別措置法及び国土調査法の一部改正が第174回国会に上程され、衆参両院の国土交通委員会で審議されるにあたっては、連合会が与野党の議員からヒアリングを受けるなど、今までにないほど土地家屋調査士制度への理解が深まっていることを実感できる状況となっています。

国会の委員会審議を傍聴しましたが、与野党議員の質問や、大臣・副大臣の答弁の中に、「土地家屋調査士」という資格者名称が頻繁に出てくる議事録として記録されたことは、非常に印象的な出来事

でした。

国土交通省の担当部局もこの国会審議を十分に踏まえて、具体策としての「民間委託による積極的な地籍調査の実施(地籍調査の実施主体を民間に拡大すること)」や地方自治体の事業による負担軽減策でもある「官民境界基本調査」においては、土地家屋調査士等の参加が可能となる仕組みで事業が開始されることになりました。

今後も担当部署から連合会に対し、土地家屋調査士への関与・参画を期待されていることを踏まえて、情報をお知らせすることとしています。

### 【業務受託に関する覚悟】

専門資格者といえども、官公署が行っている公共調達にあっては、社会の求めるルールに背を向けることはできない社会状況であることを受け止めなければなりません。

幸い、境界を調査する専門家であるとする土地家屋調査士制度が、国の機関の多くの嘱託登記に携わる業務担当者・担当部局から非常に理解をしていただきやすい環境となってきていると感じています。

官公署との委託契約についても、入札公告における契約内容が適切でないと見受けられるものがある中であって、担当の連合会役員が、多くの中央官公署を直接訪問し、説明してきた成果であると思いま

すが、何よりも、全国の土地家屋調査士会(50会中46会)に調査士会ADRセンターが設置され運用が開始されたこと、筆界特定制度での土地家屋調査士の活躍が認められてきていることが、土地家屋調査士の役割を理解していただきやすくしているものと思います。

今後の課題として、期待される側である土地家屋調査士自身が、公共調達への参加資格審査登録に消極的であっていいのかという問題があります。

入札参加資格審査登録リストへの土地家屋調査士の登録者があまりにも少ないとの指摘を受けています。(※説明には苦勞します。)

次に、地籍調査事業に土地家屋調査士の知見が生かされるには、どのような仕組みで行うのが効率的であるのかという課題に答えていく必要があります。

これは、これまで効率的であったと思ってきた各種の業務手順の見直し、指揮・命令等の仕組みそのものを、現在に照らした仕組みに組み替えることも真剣に検討する覚悟が必要です。

(公嘱協会の公益法人移行形態の議論もこの観点から行われる必要があると思います。)

## 2. 登記に関する事務・権限の見直しの論議

民主党の公約として語られる「国の出先機関の原則廃止」の議論の中で、法務局・地方法務局も国の出先機関と分類され、議論の対象とされています。

既に、この議論についての連合会の立場は、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会と足並みをそろえ、法務局・地方法務局の地方への移管には反対であることを表明していますが、この状況について触れておきます。

法務局等の取扱う事務・権限については、前政権下にあった地方分権改革推進委員会(丹羽宇一郎委員長)で既に、国が行う事務であるとして決着済みの事案であったのですが、新政権になって、全て、一から見直すことになり、民主党では、「国の出先機関の原則廃止」を新政権の一丁目一番地と表現し、議論が始まったとのものです。

連合会では、土地家屋調査士制度を支援する与野党の議員とも意見交換を行い、登記事務は国が主体

的に行うべき事務であること、登記事務の重要性、登記の対象となるものは領土そのものであること、登記が経済活動や権利の保全のために重要な公示制度でこれが果たしている役割、土地家屋調査士制度や司法書士制度がこの登記制度とどれほど密接に連携し、国民の利便に供するために重要であるかなどを訴えています。

しかしながら、この活動を広げていけばいくほど、登記事務を深く理解する人々が極わずかであることに驚くばかりです。

そのため、連合会では、業界専門用語をなるべく避けた、説明しやすい「パンフレット」の作成を行いました。

この状況を悲観的に捉らえることなく、むしろ、登記事務の重要性を広く国民に周知する機会と捉え、また、積極的に土地家屋調査士制度の広報活動の場となれば幸いであると考えています。

10月下旬に、司法書士会とも連携して、県議会議員等とも登記事務・権限について意見交換をしていただき、全国に理解を深めていただくようお願いしていますが、これらの活動を行うことにより、私たち一人ひとりが登記の本質、あるいは資格制度の役割を再認識することにつながるものと確信しています。

## 3. 土地家屋調査士制度制定60周年記念事業について

土地家屋調査士制度制定60周年記念事業については、法務省が行う表示登記制度創設50年行事との連携を意識して活動を行いました。

### (1) 記念式典

土地家屋調査士が、表示に関する登記や筆界特定制度の中核を担ってきており、加えて、国土交通省所管の地籍調査事業における活躍が期待されていることを、各界・各分野に周知する必要があると考え、来賓として、立法・司法・行政の三権の長にご案内をすることとしました。結果として、記念式典には、横路衆議院議長、千葉法務大臣、加藤法務副大臣、原民事局長のご臨席がかない、菅内閣総理大臣からもメッセージが寄せられるなど、厳粛な中に行

事を執り行うことができ、次の10年、20年に向けて、すばらしいスタートが切れたと思っています。

## (2) 地籍シンポジウム

土地家屋調査士制度制定60周年と表示登記制度創設50年に相応しい企画とすべく、3部構成となりました。第一部は、法務省主導の特別講演を、元民事局長の清水湛氏が、第二部は、連合会主導の特別講演を、現早稲田大学総長の鎌田薫氏に行っていたくとともに、山野目章夫コーディネーターによるパネルディスカッションが、第三部は、地籍問題研究会の設立報告が行われました。

また、この一連の事業を、全国紙(日本経済新聞)の全面広告記事として掲載し、官公署や、経済界、有識者・学識経験者のみならず、国内の各般に、地籍・登記制度の重要性について、周知を図ることができました。

また、1年前に、開催場所を、全国の誰もが知っている日比谷公会堂と定めて準備をしてきました。なにより、当日1,200名の会員と、多くの市民や官公署職員、教育関係者、その他関係団体の方々の出席のもと、地籍問題研究会を創設できたことは、記念事業の大きな成果です。今後、この研究会を足掛かりとして、土地家屋調査士制度がさらなるステージに飛翔するものと確信しているところです。

## (3) 全国一斉表示登記無料相談会

筆界特定制度が誕生して5年を目前にし、この制度が着実に成果を上げてきているところから、私たちは、次への準備を開始する必要があります。

この制度は、当初、境界確定制度の名称で、裁判に代わる制度として制度設計された経緯がありました。当時の社会的環境もあり、境界確定制度として実現をみることはなかったわけですが、現在、連合会では、法務省と連携し、国民が求める土地紛争の解決に必要な仕組みを作り出したいという強い思い

で「筆界特定制度と土地家屋調査士会ADR」の連携を検討しています。

今回、10月9日を中心に、全国一斉に行われた表示登記無料相談会において、登記官と土地家屋調査士が肩を並べて、相談者の悩みに向き合ったということは、表示登記制度が土地家屋調査士制度と一体として機能していることを再確認する機会でもありました。

登記所備付地図の整備、筆界特定制度と土地家屋調査士会ADRの連携、オンライン登記申請の利用促進などは、どれをとってみても、表示登記制度と土地家屋調査士制度の連携が不可欠なものばかりです。全国一斉表示登記無料相談の企画を契機として、全国にある法務局・地方法務局と土地家屋調査士会の協力体制がとれたことは、記念すべき大きな成果であります。

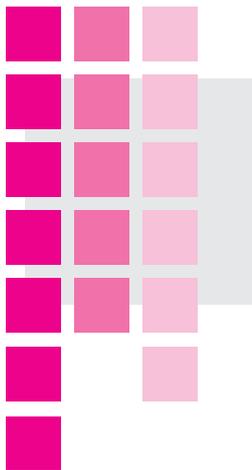
## 最後に

この一年を振り返ってみますと、あっという間の出来事のような気がします。社会のすさまじい変化は、政治、経済、文化、生活のどの分野にも表れています。

連合会や土地家屋調査士会、そして、各土地家屋調査士の個々人にも、変化が求められているように感じます。変化が求められる中で、変わっていけないものは何なのか。土地家屋調査士の本質は、私たちに求められる土地家屋調査士像は何なのか。これらを自戒してきた一年であったように思います。

### 求められる土地家屋調査士像

1. 自分でみる、しらべる、かんがえる。
2. ルールはまもる、うそはつかない、だまされない。
3. 人のせいにしない、いいなりにならない。
4. ひろい視野で、したわれる行動をする。



土地家屋調査士制度制定60周年・表示登記制度創設50年

# 地籍シンポジウム2010 / 土地家屋調査士全国大会 in Tokyo

～ひと・とち・みらいは一もに～  
「地籍 その可能性を探る」

## 開会式

秋晴れの中、平成22年10月3日午後1時から東京都千代田区の日比谷公会堂において、開会セレモニーが行われました。全国各地から土地家屋調査士会員と関連団体、市民の方々1,200名の参加及び、来賓のご臨席のもと、実行委員長である大星正嗣日本土地家屋調査士会連合会副会長の開会宣言により開会されました。

## 会長挨拶

日本土地家屋調査士会連合会  
会長 松岡直武氏



戦後の混乱期からようやく立ち上がるうとしていた昭和25(1950)年7月に、それまで税務官署が所掌していた土地・家屋に関する台帳事務が法務省とその傘下の法務局・地方法務局に移管されると同時に、それら事務の担い手となる民間専門資格者として私ども土地家屋調査士の制度が設けられ、本

年で60年を迎えました。

さらに本年は、台帳事務を登記制度に一元化の上、土地家屋調査士の基盤業務である「不動産の表示に関する登記制度」が誕生した昭和35(1960)年から数えて、ちょうど50年を迎える年でもあります。50年、あるいは60年の年月を重ねて今日を迎えることができましたことは、専門資格者として広く社会にお役に立てる存在であり続けたいとの思いを実現しようという全国の会員、あるいは役員の永年にわたる地道な努力はもとよりであります。何よりも私どもの業務の依頼者である皆様方、また法務省をはじめ中央省庁、地方行政機関、関連団体、あるいは本席にお出でいただいている皆様はじ

めご関係の皆様のご理解、ご支援の賜物と、深甚なる敬意と感謝を申しあげる次第であります。

本日、日本土地家屋調査士会連合会では、この節目の年を記念し、思いを新たにしたいと事業を企画いたしましたところ、法務大臣柳田稔様、法務省民事局長原優様をはじめ、ご来賓の皆様をお迎えして、ただいまから開催させていただくことができましたことを、日本土地家屋調査士会連合会と全国の各単位会、そして1万7800余名の土地家屋調査士にとりまして、無上の喜びとするところであります。

さて、本日のこの事業は3つのパートから構成されております。第1部は、法務省と弊連合会の共催のもと、表示登記制度50周年記



日比谷公会堂



会場風景

念事業として実施する記念講演会です。法務省民事局長等として永年登記制度にも深くかかわられた、元広島高等裁判所長官・清水湛先生から記念講演をいただきます。

第2部では、早稲田大学・鎌田薫教授に、「地籍と法制度」をテーマにした記念講演をいただいた後、早稲田大学大学院法務研究科・山野目章夫教授にコーディネーターをお願いし、それぞれの分野においてご造詣の深い学者、研究者に実務家の視点を加えて、「地籍 その可能性を探る」をメインテーマに、記念シンポジウムを開催させていただきます。

また、第3部では、表示登記の分野での業務を通じて、日本の地籍制度の一角を担っていると自負する私ども土地家屋調査士が永年構想してきた「地籍問題研究会」の設立総会と、その報告会が予定されております。学際的・業際的の分野でもある「地籍」を多角的な視点から研究し、その充実・発展に寄与しようという目的を持つ研究会であります。

全体を通じて流れておりますのは、2006年京都・宝ヶ池国際会議場で日本土地家屋調査士会連合会が主宰し、内外の研究者・実務家2,500余名が参加して開催した「第5回国際地籍シンポジウム／土地家屋調査士全国大会 in Kyoto」の席上で採択された、「京都地籍宣言」の具体化であります。

近時、「筆界特定制度」の創設や、登記における地図の電子化を含め、調査、測量事務がより高度化したこと、また利用者の利便性と安心生活の一層の確保を実現するため、不動産登記法の改正が数度にわたり行われました。あるいは「地理

空間情報活用推進基本法」の制定、都市部における国土調査事業の促進とそれに必要な法整備が着々と実施されるなかで、地籍に関する社会的関心が高まりつつあり、その広がりには「地籍測量」、「地図作り」、「位置の特定」、「権利の保全と取引の安全」から、「国土の最適利用の基礎資料」、また「地理空間情報の基盤情報」、あるいは「(土地境界や所有権等に関する)紛争の未然防止」、また、「国家・自治体の税源に関する基礎資料」等々、測量・法律の両分野にとどまらず、大きな広がりを持つ分野へと深化・進化を遂げつつあるというように感じております。

本日の記念講演、シンポジウムを通じてご参加いただいた皆様と一緒に、登記・地籍に関する諸制度の課題と展望の一端を理解し、その隘路があるとすればその解消のために新しく船出する予定の「地籍問題研究会」において、多面的な検証、あるいは実証の上、それらの報告を通じて新たな地籍の地平を模索していきたいというように感じております。

## 法務大臣挨拶

法務大臣 柳田 稔氏



「地籍シンポジウム2010」が開催されるにあたり、一言ご挨拶を申

しあげます。まず、本年は土地家屋調査士制度が制定された昭和25年から60年。また、表示登記制度が創設された昭和35年から50年という節目にあたります。この間、土地家屋調査士制度及び表示登記制度は社会経済の変化に伴い、変革を遂げ、充実、発展してまいりました。これも本日のシンポジウムを開催された日本土地家屋調査士会連合会や、その会員の皆様、また関係の皆様のご協力の賜物であり、この機会に改めて深く敬意を表しますとともに、厚く御礼を申し上げます。

さて、両制度につきましては、平成17年度に筆界特定制度が創設されるとともに、土地家屋調査士に筆界についての紛争解決を民間の手続きで行うための代理権が与えられました。筆界特定制度につきましては、制度の運用開始からすでに4年半近くが経過し、国民に定着している様子が伺えます。

また、全国の土地家屋調査士会におかれては、境界問題相談センター等を開設し、境界紛争の解決に向けた積極的な取り組みをされていると伺っております。

さらに法務省における重要な施策の1つとして、積極的に推進している「登記所備付地図」の作成作業の実施にあたりましても、土地家屋調査士の皆様のご協力をいただいております。

このように、土地家屋調査士制度及び表示登記制度に対する国民の期待はますます高まってきております。今後とも両制度のさらなる充実、発展がはかられますよう、土地家屋調査士の皆様をはじめ関係の皆様にはなお一層のご尽力と

ご協力をお願い申し上げます。

開会セレモニーに引き続き、第1部表示登記制度創設50年記念事業(共催：法務省)として、特別講演「表示登記50年と新時代への展望」と題して、元法務省民事局長清水湛様にご講演をいただきました。

### 表示登記制度創設50年記念行事

## 特別講演「表示登記の50年と新時代への展望」

講師 元法務省民事局長  
清水 湛氏



表示登記制度が創設50年を迎えたが、法制度的には1960年の台帳と登記簿を一緒にして、台帳事務を表示登記に変えるといういわゆる一元化法の施行が契機になっている。

権利の登記と同時に、その権利の対象である不動産の物理的状況を登記所の登記という制度の中で一元的に処理するのは世界でも珍しく、日本特有の制度であるともいえる。同じ不動産を対象とする以上、一元的な処理は合理的な制度であり、日本の表示登記制度は世界に誇れる制度である。

表示登記制度を支える両輪が法務局と土地家屋調査士であり、密

接な協力関係がこれからますます必要になる。さらに土地家屋調査士は、筆界と地図についての専門家である。国調の地籍図作成作業にも従来にも増して、土地家屋調査士が積極的に参加する必要があると考えている。

土地家屋調査士の協力の下、法務局における筆界特定制度の活用が増えている。筆界特定がされた後、別に境界(筆界)確定訴訟が起こされた場合、それまでに調査した資料等を裁判所の要求に応じて提出することにもなっている。筆界特定制度の果たす役割は非常に大きいといえる。

表示登記制度は不動産の物理的状況を明らかにし、そのことによって国民の利便に供する。その

ためにもIT活用などを通じたより良い制度への改革に取り組む必要があると考えている。

登記制度の歴史、公図についての認識、また、地図作成については土地家屋調査士が係わっていくよう、地図情報システムの進歩、国土調査への積極的な参加等現状の話をした後、筆界特定制度及びADRが法律の中で記載された点が大きく、これからの期待は大きい旨の講演と思いました。

広報員 赤堀一通

※注 2010年(平成22年)10月28日付け、日本経済新聞に掲載された記事を一部引用しています。肩書等は開催日当時のものです。

記念事業  
土地家屋調査士制度制定60周年・表示登記制度創設50年  
地籍シンポジウム2010  
土地家屋調査士全国大会 in Tokyo  
『地籍 その可能性を探る』  
2010.10.3  
会場：日比谷公会堂  
制度制定60周年  
あなたとともに  
ひととちみらい はーむにー

主催：日本土地家屋調査士会連合会  
後援：法務省 日本弁護士連合会 (社)日本測量協会  
国土交通省 日本司法書士会連合会 (社)全国国土調査協会  
日本土地法学会 (社)農業土木事業協会  
(財)日本地図センター

# 平成22年度 第1回全国会長会議開催

第1回全国会長会議が10月4日(月)、土地家屋調査士会館3階会議室において、前日の「地籍シンポジウム2010 / 土地家屋調査士全国大会 in Tokyo」に引き続き開催されました。

岩淵総務部理事の司会で進行し、大星副会長から前日のシンポジウムのご尽力や「地籍問題研究会」の発足に感謝の意を表し、開会宣言がありました。

引き続き、松岡会長から今年の業界を取巻く状況、特に事件数の減少や報酬の低廉化の風潮について、また、国土調査法改正に端を発した業務受託の啓発と公嘱協会が抱えている課題について、総括会務報告がありました。

そして、司会者から座長選出方法が議場に諮られ、司会者一任の声の下、林 千年岐阜会会長が選出されました。



座長(林 千年岐阜会会長)



松岡会長

## 会務報告

### \* 土地家屋調査士制度制定60周年記念事業に関する報告

大星副会長



10月3日(日)の地籍シンポジウム2010の開催に続いて、10月9日(土)は全国184か所で「全国一斉表示登記無料相談会」を法務局共催で行うことになっています。日本経済新聞全国版の下5段に大々的に宣伝広告しますので、国民に広く表示登記制度が浸透して、土地家屋調査士制度を周知できれば効果的だと思いました。

目玉企画のテレビドラマも順調

に推移し、制作に関する覚書を取り交わしたところで、近々、土地家屋調査士に関する部分の脚本監修に入るところだそうです。詳細については今のところ公言できませんので、今しばらく御猶予をいただきたい。各単位会にお願いする負担金については、ご協力をお願いします。

昨年から全国を巡回している「完全復元伊能図全国巡回フロア展」は遷都1,300年と相まって、奈良県にて奈良大学と当連合会主催で開催となりました。平成23年5月までに計14か所に及びます。少しでも伊能忠敬の功績や日本の「知」を大勢の方に知っていただくことができればと思います。

11月の第7回国際地籍シンポジウムは台湾での開催の運びとなりました。日本からは松岡会長のほか5名の土地家屋調査士会員が研究発表することになりました。

### \* 公共嘱託登記土地家屋調査士協会に関する実情調査について

関根副会長



公嘱協会と一般社団法人として設立した新公嘱協会が併存している状況で、各土地家屋調査士会による公嘱協会への助言に資するため、「公共嘱託登記土地家屋調査士協会の態様に関する見解」(平成21年11月2日付け日調連発第226号)を策定し周知を図ってきましたが、今後の公共事業の健全な受託環境の整備は急を要し、公嘱協会制度の育成、安定を図る見地から各地域の公嘱協会の動向を含め

た実情調査を行っていただいております。

### 各部等からの重点事項報告として

#### \*「連合会理事及び監事の各ブロック協議会への振り分け等について」と「土地家屋調査士倫理規程Q & A」の作成について

##### 國吉総務部長

社会事業部の創設及び各部業務の増加に伴い、また、役員選任に関する検討特別委員会(中村秀紀委員長)からの答申により、理事選出の数について



- ① 各ブロック選出数の変更及び1名増員とする
  - ② ①案を固定する
  - ③ 万一にそなえ予備監事を選出しておくべきとする
- とする意見が9月のブロック会長会同であったと報告がありました。また、倫理規程Q & Aを総務部案として作成しました。

#### \*新公益法人会計への対応について

##### 大場財務部長

公益法人として事業の透明化を図る目的で、新公益法人会計基準を使って今年度分をシミュレーションして、新様式で作成した予算書が提出されました。



#### \*土地家屋調査士特別研修について

##### 加賀谷研修部長

昨年度とカリキュラム等の変更はないが、全国比で25%とまだまだADR認定土地家屋調査士の数が少ないので各会にパンフレットを配布し、受講者を増やしてADR



認定土地家屋調査士のアップを図り、ADR業務の安定を目指しています。受講促進にご協力願います。

#### \*筆界特定制度と土地家屋調査士会ADRとの連携について

##### 小林社会事業部長

法務省とともに作成した参考様式を基に地域事情を反映するなど、工夫して連携方策を採るようにしています。



#### \*土地家屋調査士事務所形態及び報酬に関する実態調査について

##### 小野業務部長

10月18日まで提出期限を延長するので、回収率を上げたい。回収率の高い静岡会の取組みを木村静岡会会長に紹介していただいたところ、静岡会では業務報酬検討委員会を設け、支部研修のときにアンケートを実施して回収したので、回収率がアップしました。そして、11月には公正取引委員会の方を招いて研修を実施し、静岡会会員に報酬についての認識を深めてもらう方針であると聞き、回収率を上げる良い方法であると思いました。



各会からの意見・要望発言の時間になり、多くの会長から公嘱協会の対応について意見がありました。少人数の社員にて設立し、大量かつ全国的な範囲において業務を受注して他人に業務を取り扱わせるなどの行為が行われることのないよう設立の最低人数の確保を検討するなど、定款のチェック、公証人会、法務局との連携を検討し、協会の社員自らの処理能力に

応じた事件受託に専念するよう指導する必要性が出てきました。また、実態調査を開始している会もありました。

昼食をはさみ、引き続き受託体制の整備に関し、意見交換が行われました。官公庁の用地測量において、立会業務はやはり土地家屋調査士に扱わせるべきであり、分離発注をするよう連合会から働きかけてもらうよう要望がありました。

93条不動産調査報告書の見直しにつきましてはアンケートをとりまとめ、業務部内で特例方式の見直し案を作成しているところです。

法務省外局の事業仕分けについて、法務局は事業仕分けの対象外になったようです。地方自治体等に業務を扱わせるのはふさわしくないのが当然の結果ですが、いつ事業仕分けの対象になっても対応できるように戦略を立てておくべきと思われます。

CPD制度導入で研修をインターネット配信するためのPTを立ち上げ、双方向通信研修も検討しています。

全体を通して、公嘱協会に対する指導・助言をする詳細な規定が少ないので、早急な法整備が望まれます。土地家屋調査士法人も含め、不当廉売や下請・外注を前提とした受注行為が行われぬよう、入札項目の改善が喫緊の課題と感じました。

広報員 石野貢男



表示登記制度創設50年・土地家屋調査士制度制定60周年 記念事業

# 全国一斉表示登記無料相談会 開催報告

2010年は表示登記制度創設50年、土地家屋調査士制度制定60周年という記念すべき年です。10月3日(日)に日比谷公会堂(東京都千代田区)において行われた「地籍シンポジウム2010 / 土地家屋調査士全国大会 in Tokyo」に続いて、10月9日(土)、全国209か所で法務局及び地方法務局と土地家屋調査士会の合同(一部単独開催)の全国一斉表示登記無料相談会が開催されました。

連合会広報部では8名の広報員の各々が所属する土地家屋調査士会で開催された表示登記無料相談会取材いたしました。その模様を報告いたします。

## 東京

東京会では都内数か所で同時に開催されましたが、東京土地家屋調査士会館で行われた相談会取材しました。千代田区三崎町にあります会館の3階を会場として開催し、東京法務局から首席登記官を始め6名の職員が参加されました。あいにく小雨の天気模様で、相談者の出足も心配されましたが、前日予約を含め17名の相談者がありました。

相談ブースを設け、登記官と土地家屋調査士がペアとなり1人30分を目安に進行しました。

ほとんどの相談者が全国紙の広告掲載を見て、来会されていました。皆さんなかなか相談する機会がなく、いつも不安を抱いて生活しており、相談者の特徴として50代、60代と年配者が多く、ご夫婦ペアで相談されている姿が目にとまりましたが、帰られるときには安心した表情になっていました。

建物についての相談内容は表題登記をせずに放置しているか、表題部や権利部の変更登記をしていないで慌てている場合ですが、数は多くありません。やはり、土地についての相談がほとんどを占めています。原因は境界線が不明なことによるトラブルで、解決方法が見当たらないことです。中には地方に土地を所有している方からの相談があります。親からの相続によるものでしょうか、現地になかなか足を運べないので、管理が不十分になり越境侵害の不安がつきまといます。

法務局に地積測量図が備わっていない地域がまだまだ多いので、土地家屋調査士に調査を依頼したりして解決を勧め、また、筆界特定制度やADRでの解決を勧めるなど、隣接地との境界についての問題を解決する手段のPR活動が重要であり、更に早急に地籍調査や不動産登記法第14条地図作成等の対策が必要でしょう。

今後は所有者の高齢化が進みますので、各自治体の福祉担当に協力をお願いして、老人ホームやデイケアセンター等での出張相談をしたり、地元町会の集会で相談会を開催したりして少しでも不安解消に役立てることができれば、知名度も上がるでしょう。

全国紙に広告掲載して行くと、かなりの反響があります。会場設定は大変でしょうが、年に1度くらいは休日に開催するのは有効な方策だと思いました。

広報員 石野 貢男(東京会)



相談対応(東京)

## 静岡

朝からの雨で、静岡県の中部相談会場である静岡市産学交流センター（通称ペガサート）7階に相談者が来るかどうか非常に危惧しましたが、静岡会は広報及び案内広告を2か月前から静岡新聞、毎日新聞、民放（4社）、そしてNHKを通じて行ったことにより、開会時刻の午前10時前には既に多数の相談者が首を長くして待っている状況でありました。

会場では相談員（会長以下）14名、法務局からは局長他4名の協力を得て、計26組の相談に当たったが、ほとんどが土地の境界問題であり、潜在的に土地の境界に対するトラブル等があり、国民の土地に関する問題意識が増加していると感じられました。

また、やはり土地家屋調査士制度を普及させるには広報・宣伝がもっと必要であると思った次第です。

ちなみに静岡県東部地区会場（沼津産業振興プラザ）は18組、西部地区会場（市民協働センター）は24組の相談があり、合計で68組であったことを報告します。



案内（静岡）

広報員 赤堀 一通（静岡会）



テレビ局取材風景（静岡）



相談（静岡）

## 兵庫

兵庫会では神戸・姫路（ショッピングモール）・加古川（法務局）の3会場にて開催され、神戸会場を取材しました。

神戸会場は法務局須磨出張所も近い、神戸市営地下鉄名谷駅前の「須磨パティオ」にて開催しました。あいにくの雨でしたが、ショッピングモールのセンター広場での開催であったため、買い物にきた方達がふと立ち止まり、用意している資料等を手にとってみて、持ち帰っておられました。



会場受付（兵庫）

相談件数は神戸会場27件、姫路会場41件、加古川会場2件でした。兵庫会事前の広報活動としては広報部で1か月に4回掲載して

いる毎日新聞（県下版）の窓広告に記載した程度であり、十分ではありませんでしたが、ショッピングモールなどの会場では事前の



神戸会場（兵庫）

PR活動に関係なく、多くの方が足を止められたようです。

神戸会場では1時間に1回、動物たちのからくり時計が時報とともに動き出すのですが、その時間前になると自然に人が集まるので、そのときついでに相談・資料展示コーナーをのぞかれる方が多かったです。ショッピングモールのセンター広場での開催であったため、人は多く集まりますが、「相談」という点では人目に付きやすく、パーテーションの設置を工夫するなど、今後の開催にあたり課題として検討する必要があると感じました。

また、姫路会場では「アンパンマンとバイキンマン」の着ぐるみが登場したようで、買い物に来た子供たちは大変喜んだと聞いております。

PR重視であれば、ショッピングモールなど人が多く集まる場所でのお祭りの開催、子供が喜ぶようなPRグッズ(コンクリート杭赤鉛筆はとても喜ばれると思います。)、風船(すぐに割れてなくなるので安価だけど、その場だけの人寄せ程度か…)、相談スペースを設ける場合は、プライバシーへの配慮・相談しやすい雰囲気作りなどが今後の課題として考えられると思いました。

法務局との合同開催は兵庫では今回が初めてだと思いますが、相談する立場の方からすると、相談内容に応じて対応が可能であるので利便性が高く、今後も定期的な開催ができれば良いと感じました。

広報員 林 加奈子(兵庫会)



姫路会場(兵庫)



資料見学(兵庫)



配布資料(兵庫)

## 岡山

前日まで祈ってはいたものの残念ながら天気予報は的中し、朝から雨となった。しかも相談会が開催される岡山県土地家屋調査士会館は休日は閑散とするオフィス街の端っこに位置し、しかも最寄りの岡山駅からは1km少々、歩くには躊躇され、タクシーには嫌われる立地的悪条件を見事に完備している。

しかし、そこに幸運が訪れた。実は60周年記念事業として、岡山県土地家屋調査士会が7月～9月に開催した地元放送局とのコラボレーション企画の延長で、期待以上に放送局の広報の場を得た。そして、当日の朝も担当の社会事業部長がラジオに生出演をするという機会がふって湧いたのだ。

その成果たるや絶大で、最高の条件を備えた当日の担当者らは朝9時から夕方4時まで、途切れることのない相談者らに一息つく間もない一日を過ごしたようである。



雨の相談会場(岡山)

なお、当日の相談件数は10件であり、来訪の契機は新聞が3件、市役所での案内が1件、残りの6件はすべてラジオを聞いてという結果であった。平日に実施する登記相談と明らかに違ったのは来訪者の層であり、普段では見られない中年層の男性に多くご利用いただけた。今まで気づくことのできなかった市民の方々のニーズを我々が教えていただいたような相談会であった。

広報員 金関 圭子(岡山会)



相談風景(岡山)

## 大分

大分県内では11箇所の会場で開催されました。朝からあいにくの雨で、時折強く降るときもあり、多くの相談者が来てくれるのが不安なスタートとなりました。今回取材した会場は法務局と共同で実施した、大分市郊外に位置する「トキハわさだタウン」でした。ここは県内でも大型のショッピングモールで、大型百貨店や映画館、多くの飲食店があり、平日休日問わず多くの市民が集う場所でもあることから、開催場所となりました。準備としては、広報部を中心に法務局との協議、地元新聞や市町村広報誌への広告、市町村庁舎等のポスター掲示、さらに地元ケーブルテレビへの出演などを実施しました。全県下の相談者の総数は52名、取材会場では15名で、見込みより少ない結果となりました。理由としては、悪天候が大きな要因ではないかと考えられますが、各会場の場所的問題や広報活動の方法等、来年の開催に向けて、精査する必要があると思います。

相談内容としてはやはり、境界問題についての悩みがほとんどで、この問題の根深さを改めて感じました。

広報員 佐藤 栄二(大分会)



会場受付(大分)



相談風景(大分)

## 福島

平成22年10月9日(土)、福島市市民会館2階第2ホール(福島市霞町1番52号)において、福島県土地家屋調査士会と福島地方務局の連携による「全国一斉表示登記無料相談」が行われた。

当日は朝から小雨が降る悪天候であったが、悩みを抱えた4名の市民が相談に訪れ、担当した土地家屋調査士と法務局職員が真剣に耳を傾けていた。

今回の相談会は比較的大きなホールを借り、他の相談者の声が聞こえないように少し距離をおいて4つの相談ブースが準備されていましたが、福島市内のお祭りや他の相談会と日程が重なったためか、意外に相談者が少なく残念な結果に終わった。担当した相談員の中からも「表示登記」という名称そのものが一般市民にどれだけ理解されているのか、という疑問の声が挙がり、分かりやすいネーミングや効果的な広報のあり方について、いくつかの反省点も見つけることができたようである。

想定していた相談者数を下回る結果になったが、帰り際の相談者の笑顔を見たとき、やってよかったと確信した相談会であった。

広報員 田原 浩之(福島会)



相談中(福島)



会場内(福島)

## 札幌

札幌会場は札幌市役所南側にある、地下街入口から降りるとすぐの場所です。平日であれば市役所や駅に向かう人の流れがあり、かなり人通りの多い場所です。さすがに土曜日は市役所へ向かう人の流れがない分、空いてはいましたが、それでも「全国一斉表示登記無料相談会」と同時に通路部分で行ったパネル展示には多くの人が足を止めていました。表示登記の相談件数は6件と少ない状況ではありましたが、土地家屋調査士制度周知のために作成したポケットティッシュは相談時間終了前にはすべてなくなり、また、土地家屋調査士広報用の冊子もかなりの冊数をパネル展をご覧になった方々が持ち帰られておりました。

次年度はしっかりと予算を付けて、より効果的なPRを考えなくてはならないと思います。

「全国一斉表示登記無料相談会」の開催形式は札幌法務局との共催で実施しております。札幌管内で行った5会場の全てにおいて、札幌法務局職



札幌会場(札幌地下街オーロラタウン・イベントスペース)

員と札幌会会員が共同で相談に対応しました。相談内容の主なものとして、土地の分筆、合筆、境界標が見あたらない、隣接地との境界が不明等々土地に係わる相談がほとんどであり、不動産に関する悩みのうち、土地に係わるものがいかに多いかを、あらためて感じました。

広報員 深見 実男(札幌会)



札幌会場  
(札幌地下街オーロラタウン・パネル展)

## 愛 媛

相談会場：愛媛県松山市

松山市総合コミュニティセンター第6、第7会議室

相談件数：計11件

相談員：法務局職員3名 愛媛会会員8名

愛媛会の全国一斉表示登記無料相談会の会場は松山市の松山市総合コミュニティセンターの1箇所のみで開催でした。会場は松山市ではおなじみのイベント会場です。開催日当日は他のイベントの開催もあり、たいへん賑わっていました。

相談件数は全部で11件ありましたが、その内、権利関係の相談が4件もあり、全て法務局の職員の方に対応していただきました。表示登記に関する相談は分筆登記と地図訂正に関する相談が各1件あっただ



相談風景(愛媛)



写真展示(愛媛)

けでした。境界問題についての相談は3件ありました。

会場が松山市だったので、松山市近郊の相談者が多く、相談内容も松山市近郊のことがほとんどであり、内容によっては地域性を熟知している地

元の相談員でないと対応ができない案件も少なくなかったようで、地元の土地家屋調査士の相談員が対応することが多かったようです。

「表示登記無料相談会」といってもやはり、権利関係の相談が多かったように思います。

相談終了後、相談者にアンケートへの記入をお願いしました。質問事項のなかで「今日の無料相談会をどこでお知りになりましたか?」という質問では「ラジオの告知」という回答が一番多かったです。今後の宣伝媒体の活用法に役立つかもしれません。

また、相談会場の受付前には松山市道後地区の不動産登記法第14条地図作成の様子を写した写真などの展示も行いました。

広報員 中西 浩(愛媛会)



会場入口(愛媛)



会場受付(愛媛)

# G空間EXPO

“いつ・どこ情報”で暮らしが変わる、未来を創る

「G空間EXPO」(主催：G空間EXPO実行委員会)が平成22年9月19日(日)～21日(火)の3日間、パシフィコ横浜(横浜市西区)において開催されました。日曜日・祝日を含めて開催されたため、イベント全日程でG空間EXPO全体の来場者数が延べ3万5千人を超え、盛況の内に終了いたしました。

日調連ではこのイベントに参画するに当たり、土地家屋調査士制度制定60周年記念事業の一部と位置づけ、主催のG空間EXPO実行委員会に参画、20日(月・祝)と21日(火)にはシンポジウム(講演・パネルディスカッション)を開催し、また3日間にわたってブースに出展しました。

11月号では開会式と講演を報告しましたが、今月号では、9月21日(火)に開催しましたパネルディスカッションについて報告します。

## パネルディスカッション「暮らしの安全と登記制度」

～高度情報化社会における不動産登記制度のあり方～

21日(火)午後2時からパシフィコ横浜会議センターにおいて「暮らしの安全と登記制度」をテーマとしたパネルディスカッションを行い、藤木政和日本土地家屋調査士会連合会常任理事をコーディネーターに、安全で安心な社会インフラとしての次世代地籍制度のあり方について、幅広く意見が交わされました。

開会にあたり、関根連合会副会長が会場に集まった聴衆に向け、土地家屋調査士制度制定60周年、表示登記制度創設50年を記念して企画した地籍調査や法務局備付地図作成作業、また地図作りとGISの現状と将来について考えるパネル討論であること、今後、土地家屋調査士が地図作りと暮らしの安全・安心にどう関わっていくべきかということも念頭に、会場の皆さんと一緒に考察していきたい旨の挨拶をしました。

パネルディスカッションは3部構成で進められ、第1部「財産の安全の基礎としての公示制度」では地籍制度の核心機能である公示機能の本質が何であるのかについて、続いて第2部「豊かな生活を支える地図」では土地の特定機能及びその位置参照機能を持つ地籍制度に欠かせない「地籍図」の作成とその維持にどのような課題があり、どのようにその課題に取り組んでいるのかについて、最後に第3部「デジタル社会に向けた不動産権利の明確化」では土地の境界がはらむ紛争性に対して、高度情報化社会に対応したどのような対策や取り組みがなされ、どのように運用されようとしているのかについて、報告と意見交換が行われました。議論は多岐におよび、時間を30分延長して、午後4時30分まで続きました。

**パネリスト：** 秦 慎也氏(法務省民事局民事第二課地図企画官)  
安藤暁史氏(国土交通省土地・水資源局国土調査課課長補佐)  
和田陽一氏(東京都北区まちづくり部まちづくり推進課主査)  
確井照子氏(奈良大学文学部地理学科教授)  
海野敦郎氏(神奈川県土地家屋調査士会会長)

**コーディネーター：**  
藤木政和氏(日本土地家屋調査士会連合会常任理事)

**司 会：** 瀧下俊明氏(日本土地家屋調査士会連合会理事)



**藤木氏** 現代の日本社会はグローバルな経済社会活動という国際環境の中にその身を置いた成熟した高度情報化社会といわれる一方で、少子高齢化、地域経済の疲弊など解決すべき課題を抱えている。本日はこれらの課題を解決するという社会の要請に対して、地籍制度がどのような制度固有の問題を抱え、どのような装置(システム)を開発し、どこを目指せばいいのか、その端緒をつかみたいと考えている。



## 第1部「財産の安全の基礎としての公示制度」

**藤木氏** 近代地籍制度は資本主義社会において、人々の財産の基礎的な秩序を構成し、その暮らしを支える最も根源的な社会的機能であるといわれている。現代の日本においては(地籍制度は)明治維新以来今日まで、幾多の工夫と変遷を経て、明示的で、公式な体系として不動産登記法に結実している。そこで暮らしの安全と基礎を支える不動産登記法について、制度の変遷の報告をお願いする。

**秦氏** 不動産登記法の実体法上の根拠は民法であり、その中で国民の財産を規律する部分にある。民法第175条では物権法定主義がうたわれ、同第176条では物権の変動は当事者の意思表示によって成立するとされている。動産は「引渡し」が「誰が持ち主か」という公示と第三者に所有を主張する対抗の手段だが、不動産については同第177条で、不動産登記法にしたがって「登記」をしなければ第三者に対抗できないと規定されており、不動産に関する物権の得喪変更を第三者に公示する手段として、また対抗要件として、登記制度が存在する。

表示の登記は対抗要件ではない。不動産の物理的状況(所在・地番・地目・地積などの位置、形状、物理的性質等)を公示するもので、権利変動を示

すものではない。しかし、権利の登記の前提となる登記で、これなくして権利の登記は成り立たないものとされている。

登記の歴史を振り返れば、そもそも明治5年の土地取引を解禁した太政官布告に遡る。地券制度が創設され、続いて明治19年に(旧)登記法が公布された。しかし、この法律には欠陥があったので、それを補うため、明治32年、現在につながる不動産登記法が施行された。ただこのときには、登記所は裁判所の管轄とされた。

一方、地券制度は明治17年の地租改正に伴い廃止され、明治23年に台帳登録制度が創設された。台帳は課税のため、不動産の物理的状況を表すものとして税務署に置かれた。当時の登記簿にも表題部があり、税務署の台帳登録制度と密接な相互連携をとっていた。

このように戦前は台帳制度(公示)と登記制度(対抗)は、別々の機関で運用されていた。しかし、戦後の昭和24年にシャープ勧告を受けて市町村に土地建物の徴税機能(現在の固定資産税)を移管した結果、国による台帳の保管が不要となり、昭和25年の不動産登記法の改正により台帳を税務署から登記所に移管し、土地台帳附属地図も登記所に移管された。また、このときに登録制度の充実を図るため「土地家屋調査士制度」が制定された。

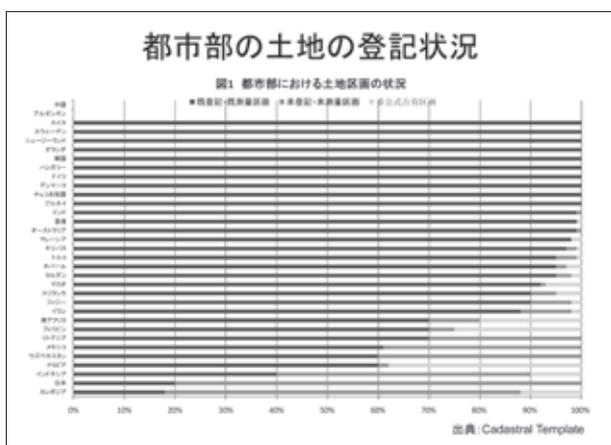
その後、昭和35年に、台帳と登記簿の一元化を図るための不動産登記法の改正が行われ、ここに「表示に関する登記」が創設された。表示に関する登記には台帳事務の申請義務、職権主義が引き継がれた。また、このときに併せて「地図」の制度ができた。

その後の不動産登記法の改正を、表示の登記を中心に概観すると、昭和58年に建物区分所有法改正に伴う改正、昭和63年に登記事務のコンピュータ化という改正、平成16年に不動産登記法の全面改正、平成17年に筆界特定制度の創設といった改正が行われてきた。

**藤木氏** エジプトではいわゆる建物の登記をするのに6年から14年かかる。(比べれば、建物については)日本は手続きが充実しており、その中で不動産登記法も整備されてきていることがわかる。反面、表示に関する登記あるいは地図と権利に関する登記はあり方が違うが、同じように登記所で取扱われているためか、一般の方にはこの区別が

よく理解されていないと思われる。ともすれば、専門家でも誤解または混同している場合がある。土地の境界を論じたり、地籍の地図を考えたりする場合の今後の課題の1つであろう。

日本においては「地籍」は明確な法律の形はしていないため、不動産登記法や国土調査法で具体的に運用されている。日本は国際比較すると、登記事務の整備は進んでいるが、特に都市部の土地の登記状況に対して、地図や図面の整備の遅れが顕著である現状は認識しておく必要がある。



## 第2部「豊かな生活を支える地図」

**藤木氏** 復元性のある数値地図の作成は現代社会が要請する地籍の事務処理の効率化と迅速化に欠かせない。「地籍再調査事業」である国土交通省の行う「地籍調査事業」と法務省の行う「14条地図作成事業」の現状と課題について、確認する。また、市町村、資格者がこれらの事業にどのような役割を果たしているのか、果たすべきなのか、地図作成事業の全国的な展開事情を総覧し、将来到来する制度に対応する地図作りとはどのようなものなのか、考えたい。

本年は第6次国土調査事業十箇年計画の年にあたる。第5次計画の実施状況を踏まえて、基準点測量のほかに街区基本調査を国の直轄事業とし、所在不明者の取扱に関する新たな規定を設けるなど、地籍調査事業推進に向けた制度的工夫がなされている。詳細を報告願いたい。

**安藤氏** この1年で国土調査関係では大きな動きがあった。1つは法改正で、国土調査法、国土調査促進特別措置法を改正したこと。もう1つはこれを受けて新たな十箇年計画の策定を行ったことである。現在の進捗率は全国で49%、特に関

東、中部、近畿が遅れている状態だが、東京が区部を中心に近年着手が進んでおり、ついに進捗率20%となった。

法改正の概要について、まず、特別措置法では①新しい十箇年計画を作るための改正、②基本調査における国の直轄範囲の拡大、が挙げられる。国土調査法は約50年ぶりの改正で、民間による国土調査の実施、すなわち市町村から事業の一括委託を可能とし、測量士、土地家屋調査士という専門家の力を活用できる制度を導入した。

5月25日閣議決定の第6次計画では10年間で21,000 km<sup>2</sup>を行い、基準点8,400点、国の基本調査3,250 km<sup>2</sup>の実施を目標とした。また、進捗率、未着手休止解消を新たに目標として掲げた。進捗率では全国49%を57%に、特に21%の都市部を48%へ、全国1,700～1,800の市町村のうち、未着手休止状態の約600の市町村について、これを5年後に解消するとしている。

具体的には本年3月31日、前原国土交通大臣(当時)がこれら600市町村に署名入りの書簡を送った。この反響は大きく、引き続き直接的な自治体への広報を実施していく所存である。また、広報活動の一環として地籍調査のホームページを活用、市町村ごとの着手率、進捗率を地図に図示して公開していくということなどを行って、少しでも意識啓発につなげていきたい。

**藤木氏** さまざまな工夫がなされ、私たち土地家屋調査士、ひいては一般市民も地図の作成の進展が期待されると感じる。ここで法務省の行う14条地図作成事業と地籍調査との連携について、報告願いたい。

**秦氏** 登記所備付地図は約680万枚。うち58%が不動産登記法14条1項の地図で、400万枚弱に相当しているが、このほとんどは国土調査法に基づく地籍調査の成果である地籍図である。地籍調査は都市部の進捗がはかばかしくない。つまり土地取引に活用すべき都市部の地図がないという現状にあり、このことが緊急の課題となっている。

そこで平成15年に「民活と各省連携による地籍整備の推進」という政府の方針が示され、国土交通省と法務省との連携による地図整備が始まった。法務省の役割としては基礎的調査の際の公図の数値データの提供や、(現況と公図が)大きく異なる地域の地図作成作業といったところである。

現在は、新8か年計画に基づいて実施しているが、できるだけ地籍調査の実施地域と近接して行うといった連携を図り、実績を上げつつある。今後も効果的な地図作成作業を続けていきたい。

このほか先ほどの方針の中では都市再生街区基本調査を実施しており、その中で、街区基準点を全国のDID地区で設置しており、今後の地図整備に活用したい。この街区基準点のデータは市町村及び登記所で公開しているので、都市部の地積測量図作成の際にはこの街区基準点の使用を土地家屋調査士の先生方をお願いする。都市再生街区基本調査においては、現況と公図が「おおむね一致」、「一定程度一致」、「大きく異なる」の地域に分類したが、この「一定程度一致」の地域の公図を準地図にして素図とし、これに街区基準点に基づいた地積測量図を当てはめた上で、補完調査等を実施すると、最終的に14条1項地図ができていくといった構想がある。これからの作業であり、今後とも努力していきたい。

**藤木氏** 地図作りについて、国土交通省と法務省との具体的な連携の一端がうかがえたところで、視点を変えて地方公共団体の立場から報告をお願いしたい。

**和田氏** 北区は東京の北の玄関口に位置する。北区のまちづくりの中で、土地を明確化する取り組みにどのような位置づけで携わっているか紹介したい。

平成7年に北区敷地明確化事業を打ち立て、道路台帳と地籍調査のモデル事業に着手した。また、区単独でまちづくり事業の中で地籍調査を行った。積極的に事業開始の前に土地の明確化を行って、事業施工中の課題・問題を解決していこう、というのが北区の手法である。

北区、分けても環状7号線一帯は土地も細分化

され、建物も建て込んだ過密地帯である。まちづくり推進課として木造家屋が密集している「木密状態」を改善し、災害に強いまちづくりを目指しているが、土地境界に関する問題が浮き彫りになっている。この中で地籍調査を実施し、また、用地測量においても国土調査法19条5項指定を受けるべく、様々な取組みを進めている。

やはり、地域の住民は土地境界や権利関係の潜在的な課題を抱えているが、なかなか言い出せないようだ。(地籍調査の)説明会や啓発活動で、改善の方向に乗っていただくような取組みをしている。

住民票の職権削除が話題となったが、登記にも震災や未相続などに起因する登記の放置、未登記の問題があった。問題に気がつかないまま暮らしている例が木密地域の高齢者を中心に多々あった。このあたり解決の難しさを感じる。

地籍調査を積極的に行うという方針の中、都市部で建物過密という状況下で、より生活に合わせた正しい方向に向かうべきとして、都市型地籍という言い方で着手。現況と筆界の重ね図を作って説明し、認識を促すという取組みを進めている。国土調査を通して土地の筆界という寝た子を起こすようなゾーンについて、もう少しアクティブな取組みをしたい。ご支援を国、土地家屋調査士に望みたい。

**藤木氏** 第2部の最後に碓井教授から、都市再生街区基本調査の成果について、報告をお願いしたい。

**碓井氏** 昭和35年の台帳一元化の際に「地図」も備付けられることとなったが、媒体は「紙」であった。長年使用するうちにいろいろな不具合が生じてきた。今後も運用していくためにはITの力を使わざるを得ない。ITを使って運用するときの基本的な技術がGIS (Geographic Information System)で、位置情報で一元管理するシステムなので、世界測地系の位置情報である必要がある。(以前の)地積測量図は正確な測量成果であるが、任意の座標系で測量されていたので、なじまなかった。

都市再生街区基本調査は、都市部の再生と地籍調査の推進が目的であったが、国土空間データ基盤という社会のインフラ整備の大きな流れや、国土交通省と法務省の連携などの様々な要素が融合して生まれたもので、都市行政の中で重要である。平成16年から18年に街区基準点を設置し、国土の基軸となる基準点の整備と地積測量図への利活





用に連携していった。

この後、地籍調査の効率的進行を考えて、官民境界の正確な確定による基盤整備(NSDI)をしておいて、そこに地積測量図を乗せていくという考え方が生まれてくる。

地籍調査素図を地籍調査成果素図と名前を変え、GISの整備とリンクしていく。地方自治体で有効活用してもらおうべく、3段階に分けてマニュアルを作った。社会インフラを地籍調査を通して、整備していこうという考えにシフトしてきた。地理空間情報活用推進基本法という法律ができ、国土空間データ基盤から基盤地図情報という用語に変わり、いくつか段階を経て地籍図と登記図を重ねながら、インフラとして整備していく考えが主流となってきた。

**藤木氏** 地図についての様々な方面から報告をいただいた。ところで地籍調査の進捗率について、少しお話を伺いたい。

**安藤氏** 進捗率は指標として公開しているが、これがすべてではない。都市部や、山間部でも施策されているところのような重要な地域、必要な場所を優先して行うメリハリの利いたやり方をしていかなければならないと考える。

**藤木氏** 効率化の難しいいわゆるE工程(境界確認)の改善手法として、筆界特定制度との連携について伺いたい。

**秦氏** 筆界特定制度は申請に基づいて筆界を特定するもので、地図を作る場面だけを想定していない。今後の検討課題である。現在はこの制度の定着と発展を目指しているところである。

**藤木氏** 申請に重きを置く法務省の登記の考え方と、地図を作るという国土交通省の制度の作りこみは観点も違うだろうが、都市再生事業の中の連携のように歩み寄っていただくとよいと思う。

街区基本調査成果素図を登記所の資料として扱って、デジタルデータとして地図作りや登記に反映していくことはできないか。

**秦氏** 構想にはあったが、運用面で成果すべてを利用できるような状況ではない。ただ、全部が使えないわけではなく、何割かは活用の方向で検討中である。少し先の長い話になるであろう。

**藤木氏** 第6次十箇年計画推進にあたって、民間に望むことは？

**安藤氏** 民間活力を使った地籍整備をしていく上で、2点ほどあるかと思う。1つは地籍調査そのものを実施する上で専門家の力を使いながらやっていく必要がある点。まず、法改正でそういうことができる仕組みを作った。省令で定める要件を満たす者となっているが、省令では一般的な要件を示すだけで、最終的には調査を委託する市町村が定めていく。通常の外注とは違って、成果の点検や工程管理ができる、相当体制がしっかりしたところでないと作業できないと思う。

もう1つは地籍調査以外の測量成果を活用していく必要がある点。地籍調査以外にもしっかりした測量成果があるのに地籍整備に使わないのはもったいないという指摘もある。19条5項など制度の活用をやっていききたい。

**藤木氏** 民間の活力の活用について、民間の側からの意見を聞きたい。

**海野氏** 関東では千葉と神奈川が特に遅れているとのこと。神奈川の状況を振り返ると、19市町が未着手または休止状態である。地積測量図を活用できれば、この状態も解消できる可能性がある。14条地図に関しては平成16年から7年間、公嘱協会で受託して1.14 km<sup>2</sup>、11,000筆以上の実績を残している。地籍調査と違って、筆界未定がゼロであることが協会の自慢である。この地図作りと地籍調査を組み合わせれば、もっと進捗すると思う。地積測量図を「嵌め込んでいく」という方法は「1点1座標」という問題に工夫を加えないと進まないのではないかと。

**秦氏** 同じ基準点を使わないと「嵌まらない」。せっかく街区基準点を設置したので、これをベースに地積測量図を作成して行ってもらいたい。

**藤木氏** 地籍調査は市町村が核となっている。我々資格者にできることは何か、お聞きしたい。

**和田氏** 「嵌め込み」はやるべきことと感じる。北区

の道路台帳も道路敷きの適正な管理のため進めている。こういう台帳と土地家屋調査士が土地異動に関わる際に得た成果を共有できるとよい。データを提供し、フィードバックされたデータを嵌め込むという体制はもう実施している地方公共団体もある。こういう体系化、マニュアル化に積極的にチャレンジして行きたいと考えている。

**安藤氏** 国も「嵌めこみ」には取り組んでいかなければいけないと思っている。この実証実験も行っている。民間の測量成果や地積測量図を嵌めこみ、蓄積して行く上で、枠になる「官民境界」を特に都市部ではキーワードとして考えている。「官民境界」を先行して調査し、これを枠として、情報を嵌めこんでいくことで地籍調査を効率的に進めたいと考えている。国も今年から都市部官民境界基本調査という調査を行っている。うまく運用して調査を進めて行きたい。

**藤木氏** 韓国では地籍再調査ということが行われている。10年間で全国を整備するという計画だが、特徴的なことは所有者委員会と面積の増減に対する清算規程など、国家が民間の土地に関する調査に直接介入する制度の導入である。このような国家の強権的対策について、感想をお聞きしたい。

**安藤氏** 日本の地籍調査は「公図の再生」である。原始境界を土地所有者の方と協力して探し出していくという作業であって、性質が異なる。しかし、境界を決めるのに時間がかかり、50年かかってようやく半分というのも一方の事実で、新しい技術や考え方を入れてスピードアップしていかなければならないと思う。

**秦氏** 筆界特定制度を検討する前に境界確定制度を研究会レベルで考えていた。これもあるべき境界を発見し確定する制度で、境界を新たに創設する制度ではない。境界確定訴訟であっても同様である。日本の社会にはなかなか馴染まないのではないか。

### 第3部「デジタル社会に向けた不動産権利の明確化」

**藤木氏** ネットワーク社会の成熟に伴い、地理空間情報の各種のデータの蓄積・保存・更新と流通の仕組みの整備が行われつつある現在、第1部、第2部の論議を踏まえ、地籍はこれらの課題にどのように対応するのかを概観する。現在、データ流通に不可欠の地理空間情報の抽象レベルにおける

位置参照機能の整備は世界測地系座標が各分野において定着しつつあり、議論の余地は少ないが、自然災害、気候変動に対する対策あるいは国境を越えた経済取引、金融などの流通機構の整備、郵便、生活インフラ設置などの各種公共サービスの実施体制作りに関する迅速かつ効率的な意思決定に位置情報をもたらす具体的解決策定能力が注目されるようになってきた。このキーワードは具体的な個別業務における空間識別子としての一筆の土地であり、地名などである。これらの識別子は権利に関して対立構造をはらんでいたり、あるいはまた、文化、慣習、歴史をその発生源としており、これらの事情を踏まえて、空間情報の流通の仕組みを構築する必要がある(デジタルデータの構築・流通に関する標準化の世界ではセマンティックス、オントロジーの構築といわれる)。

LADM(土地行政領域モデル)は人、当事者、権利、義務、規制などの権利事象を対象にした空間情報の標準化の作業である。また、公示制度を効率的に運用するためには、人を特定する必要がある。この特定にその人の住所は必要不可欠である。そこで住所をどのように捉え、どのように表すべきかという検討がISO/TC211で始まっている。

LADMとAddressingについて、碓井教授から報告をお願いする。

**碓井氏** 先ほどから議論を聞きながら、日本は個人を持っている財産を非常にきっちりと権利保障する国だと痛感した。権利を重視しているということの意味とは、また、このことに携わっている土地家屋調査士の業務が現在のIT化の中でどこに関わってくるのか、考えていく。

筆界の電子化とは資本主義社会の私有財産制度のIT化を意味する。日本が封建社会から資本主



義社会に移行して行くのは明治時代である。資本主義社会の要件は3つある。1つは商品経済、市場を持っていること、もう1つは私有財産制度、そして利潤を追求する経済活動は自由であるとする競争市場、とされる。これを支えているのが登記制度である。登記制度は日本の資本主義社会の根底にも関わる非常に重要なものである。

国土のIT化は権利のIT化とも関係している。単に測量の境界線がそのまま権利の境界線になるとは限らない、個人が立会確認しなければならないといった原則を貫いている。そういう重要な登記制度が根底にあるということを今日のディスカッションで強く感じた。

ITで個人財産を管理するにはどうすればよいか。1つの考え方としてオブジェクトとして掴むというものがある。今のITはオブジェクト指向を使っているので、まず、オブジェクトを特定しなければならない。そのためにはこのオブジェクトが、単なる測量の座標データであるとともに権利の主体であるというモデルが、どのような構造になっているかをそれぞれ専門家が議論しながら、その体系を作っていかなければならない。それができ上がって初めてITの方に持っていける。そのルール付けというようなのが地理情報標準の中で作られている。地理情報標準とは地籍なり筆界とかを地物(フィーチャー)というが、どのように抽出して、どのように地物と地物の関係をつけていくのか、ということを一定のルールの下に決めていかなければならない。

今、地籍に関するルール作りをしているのが、LADM (Land Administration Domain Model = 土地行政に関係するモデルという意味)で、2011年にISOスタンダードにする予定で検討されている。

一方、この4月から Addressing = 住所表記に関する標準化が19160という形で始まった。位置の特定には座標の識別子と地名や郵便番号などの地理識別子の2種類がISO/TC211で決められているが、その中で1番重要なものが地名であり、この標準化を行う作業でワーキンググループのリーダー長として取り組んでいる。現在、これらは二つ大きく関わりながら独立の標準として進んでいる。

土地行政ドメインモデル、つまり登記や地籍の体系を考えると、非常に重要なクラスとなるものは何かということが検討された結果、法

的な権利の主体、権利保有者というパーティーが1番に出てきた。2つ目が法的な権利と制約と責任(RRR)。3つ目は土地行政的なユニット(LA\_BAUnit)というもので、基本財産単位とか財産権利単位にあたるもの。もう1つは単なる測量の単位としてSpecial Unitと呼ばれるもので、いわゆる測量される点や面で、GISでいうところのSpecial Objectで構成されるもの、以上4つに分けて連関性を持たせて1つのモデルとして検討されている。

なぜ、これが考えられているのか。GISをベースにして、ITを使って登記制度と地籍制度の統合モデルを作っていこうという流れによるものである。表示登記をIT化しようとする試みであり、実際に運用しているのは法務省であり国土交通省であるが、実務レベルの中では土地家屋調査士が行っているため、その社会的使命は大変重要であると、感じている。

住所と不動産登記との関連性について、少し話をしたい。ISO/TC211のAddressingという標準化は現在取り組んでいるところだが、その中でイギリスで作られたBS7666という標準化に注目している。

街路に関する標準 = 全国街路名辞典(Gazeteer・ガザティア)と土地不動産地名標準(NLPG)に大きく標準化されて、その中に土地を管理する識別子として、不動産識別番号(UPRN)が入っている。日本でも法務局ごとに不動産番号があるが、最終的な土地1筆1筆を管理している。もう1つ、文字形式の住所から自動的に識別できる土地不動産識別子(LPI)が作られている。住所の表記の中で第1アドレスオブジェクトをPAON、第2アドレスオブジェクトをSAONとあって、住所の表記を入力していくと自動的に識別子を作るということを行っている。これは非常にわかりやすいもので、不動産の管理をしながら、GISでアドレスマッチングも行っている。これを日本に持ってきてほしいと思い、土地表記の標準化に取り組んでいる。省庁が横断的に土地の管理、表記をきっちりやっていくことは今後、重要と考える。

公図のデジタル化が終わった後、紙の公図を含めてどのように管理されるか、不安を感じている。やはり明治以来の残ってきた歴史的資産を地名の変遷、古地図、公図に関する過去のものをデータ

ベース化して利活用していく必要がある。境界紛争解決の資料として、学術的な資料としても使えるようにしていかなければならない。

紙の公図の今後を考えると、土地は個人情報にもなるので難しい側面もあるが、こういうことに取組んでいかなければならないと思う。

**藤木氏** LADMは成案に近づいているが、想定されているのは先進国の権利体系である。発展途上国にもこういった地籍制度の確立が必要といえる。以下はそのシステムの整備上で目指す、私的権利関係から、現在の日本のような正式な制度による円満な権利関係への過程を、図式化したものである。



専門ツール1. 保有形態の種類

公式/非公式保有	公式保有は法律により、非公式保有は法律以外の規範により保有が認められている形態
慣習、伝統、先住的保有	地域社会においてのみ正当な利用権および利用権の放棄
国有	州有地、王領地、公有地、国所有地
私有	無期限の個人所有
トラスト所有	他人の代理で個人や団体が所有する形態(英国由来の制度)
共有、集団保有	共有地や共有施設を、集団により、または、伝統的利用権等のもとで保有する形態
賃貸(賃貸契約を含む)	所有者に許された人や団体が、特定期間、土地・建物・部屋を所有する形態
許可	看板をたてたり家畜を牧畜したりするための賃貸
居住権	立ち退き対策などにより、不法占拠者等の居住が公的に認められている形態
不法占拠	法的権利のない占有・占拠
占有保有	一部の法制度で認められている、不法占有により土地を取得する形態

(出典: Land Administration for Sustainable Development pp.318-320, PP.333-334)

この図式の過程を前提にGISなり法務省のシステムなりが作られているのだが、実は日本でも整備された中で様々な事態が散見されるのではないかと。大規模なものは地図混乱であり、身近には立会の現場でなされるそれぞれの権利者の合理的あるいは不合理な主張が挙げられる。これらをこの連続体の中で考えてみることも可能だ。こういったもの

を含んで標準化ということは、行われている。

人と人、人と土地の関係を明らかにすることについては土地家屋調査士の現場感覚に類似性を見出せる。実際の紛争に筆界特定やADRセンターといったいろいろな形で対応している土地家屋調査士に実務上の観点から話をうかがいたい。

**海野氏** 普段、境界を立会確認して、分筆や地積更正等登記を申請している。(土地所有者の方々は)権利意識は高いが、いざ立会を求めると妙に警戒されてしまうことがある。この辺のご理解をいただくのが難しいと感じる。筆界特定とADRの連携が10月から始まる。同じ相談票を使い情報を共有するなど、よい連携を図り、境界の問題解決にさらに協力していきたい。

**藤木氏** 紛争解決の方策の中で、筆界特定制度に焦点を当ててみたい。

**秦氏** 争いがあるとき又は筆界が不明であるときに活用する制度であり、紛争性を想定したものである。

**藤木氏** 紛争時の対応策のみならず、地図作りにおいて筆界未定を減らすための手段として活用できるようにすべきという議論はある。さて、登記官の実地調査制度は表示登記の柱となるものだが、その運用について、不動産登記規則93条調査報告書の主旨について、話をうかがいたい。

**秦氏** 調査報告書は表示登記における真実性の担保であって、実地調査省略の手形ではない。規則93条は、実地調査の義務を課しており、例外として土地家屋調査士の作成による調査報告書等が添付されることによって登記官がその真実性を認められると判断したときに限り、実地調査の義務を免除されるという規定であって、あくまでも実地調査を効率的かつ効果的に実施する趣旨である。

**海野氏** 93条報告書を実地調査省略の手段とは考えていない。分筆で地図に新たな線を入れる場合にその線の正当性、正確性を担保をするものとして、調査の正確な内容を伝えるものとして作成している。

**藤木氏** 地域の慣習について資料収集は筆界を主題としているが、地名の成り立ちは土地の異動情報を色濃く反映していると思われる。土地家屋調査士会が構築している資料センターについて、会場の小野日調連業務部長から報告を求める。

**小野氏** 日調連では過去の資料が筆界の特定に非常

に重要だということで、このG空間EXPOにもこのことをテーマにブース展示に参加している。また当時の人と土地との関係や資料が作成された経緯、状況などを含めた調査、資料収集を(各土地家屋調査士会で)行っている。

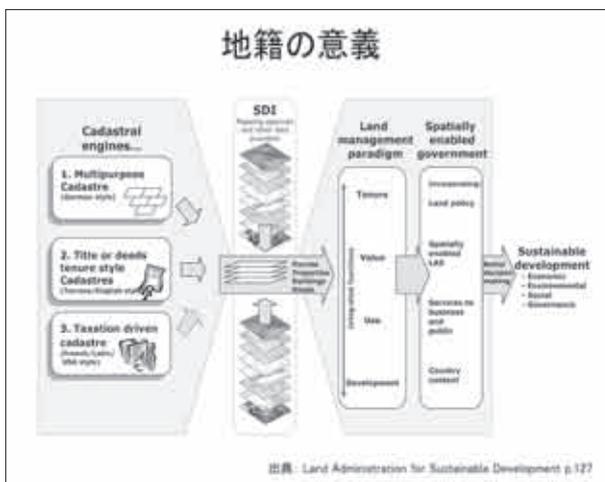
**藤木氏** さて現在の地籍とはどういうものか、ここでその一端を述べ、まとめとしたい。

現在、地籍を考えようとして、FIG（国際測量者連盟）などの国際社会に目を向けてみると Spatially Enable Society（空間力のある社会）ということがいわれる。

この社会はSDI（空間データ基盤）が整った社会において、いよいよ空間情報そのものの整備を直接に目的としない（というのは空間情報は自動的に整備することが可能となっているから）、災害対策、環境対策、気候変動対策、生活インフラ整備などの社会の成員の暮らしに直結するさまざまなサービスを具体的な位置情報のもとで迅速に行うことのできる社会である。このような社会の地籍は、当然、税地籍、法地籍を内包した多目的地籍として機能しているわけで、具体的な位置情報を生み出す核として作用している。

このような社会においては地籍を考える視点も拡張してくる。地籍は土地支配(Land Tenure)、土地利用(Land Use)、土地評価(Land Value)、

[Butterfly図]



土地開発(Land Development)の4つの管理機能を本来的な機能とし、土地に関する政策、土地法制の決定など国土に関する意思決定のエンジンであるとする。仮にこのような地籍をE-LAS (e-土地行政システム)と名づけ、発展過程を5段階とすれば、現在の日本の地籍状況はどのあたりに位置するであろうか。これは今後の課題としてみなさんにもお考えいただきたい。

これでパネルディスカッションを終わりとしたい。パネリストの皆様、ご来場の皆様、誠にありがとうございました。



## 連合会ブース展示

連合会のブース展示は「土地家屋調査士制度及び不動産登記制度」、「市民生活における超高密度参照点管理手法(位置参照点)」、「土地の境界に関する地域の慣習による手法」の3つのテーマを掲げ、神奈川会・兵庫会・滋賀会の協力を得て、PRを行いました。「土地の境界に関する地域の慣習による手法」のコーナーでは古地図から現在の地籍図、航空写真などを並べてブースを訪れた方に説明を行ったほか、明治初期の測量器機を展示、3日間で約200名の方が見学されました。

ご協力いただいた会の方々、また、ご来場の方々に感謝申し上げます。



# 「2010年第7回国際地籍シンポジウム in 台湾」報告

日本土地家屋調査士会連合会 副会長 大星正嗣

1998年に第1回国際地籍シンポジウムが台湾で開催されてから2年毎に日本、韓国と持ち回り開催して、今年は台湾において第7回を迎えました。2010年11月10日(水)台北圓山大飯店(グランドホテル)10階の国際会議ホールをメイン会場に、開会式、基調講演、論文発表及び展示会が実施され、中華民国地籍測量学会の関係者をはじめ、台湾全土から学者、政府関係者、実務家等多くの参加者を得て盛大に開催されました。



開会式

11月9日(火)の歓迎レセプションは、韓国開催から2年ぶりに再会した各国関係者と親交を深めた。翌日11月10日(水)朝7時30分からホテル10階の「松柏庁」で展示会の会場準備にかかる。

9時から開会式が始まり、国際会議ホールで台湾の呉国際地籍学会会長、韓国の郭同学会前会長、松岡日本土地家屋調査士会連合会(以下「日調連」という。)会長が、それぞれの代表として壇上に上がり、挨拶を行って「第7回国際地籍シンポジウム in 台湾」の幕開けとなった。

次に台湾の周天穎教授による「地籍測量技術の発展と国際化」と題する基調講演が行われた。続いて研究論文発表となり、国際会議ホールと長青庁の2会場に分かれ、それぞれのテーマに沿って論文発表が行なわれた。

(内容については、日本・台湾・韓国の各発表者全員の論文を日調連ホームページに掲載する予定)

日本の発表者及びテーマは、次のとおり。

[国際会議ホール 会場]

(1) 松岡直武(日調連会長)

「日本における地籍整備の新しい取り組み」

(2) 小林昭雄(日調連常任理事)

「法務省がおこなう地図作成作業—登記所備付地図作成作業・筆界特定制度・土地家屋調査士会ADR」

(3) 中原章博(札幌土地家屋調査士会理事)

「北海道における筆界の創設と地図—ADRにおける土地家屋調査士の実践と将来への挑戦」

[長青庁 会場]

(1) 藤井十章(日調連研究所研究員)

「地籍情報調査にかかるオントロジー」

(2) 加賀谷朋彦(日調連常任理事)

「土地家屋調査士制度におけるCPDの運用—社会にとって必要な専門資格者としてあり続けるために」

(3) 上田忠勝(滋賀県土地家屋調査士会理事)

「日本における地図再整備事業の現状と課題—測量技術の進化と地図情報の深化」

日本、韓国、台湾の総勢18名による発表が終了した後、国際会議ホールにて日本、台湾、韓国代表者3名と論文発表の総括として3名の計6名(日本からは松岡会長、南城制度対策本部員(国際交流担当))が登壇し、登壇者からそれぞれ感想と今後の方向性などについて報告され、フロアからも質問があり、活発な意見交換が行われた。



論文発表総括

休憩をはさんで別室(長青庁)にて国際地籍学会の総会が開催された。構成員は日本、台湾、韓国から各5名であり、日本側は松岡会長、大星・竹内・関根各副会長、南城制度対策本部員が出席した。

議題と検討内容は次のとおり。

## 議題1

台湾からの提案で第7回国際地籍シンポジウムの概要を各国のウェブサイトに掲載することとした。

## 議題2

台湾からの提案で国際地籍学会会長の任期が来年満了となるので、次回の国際地籍シンポジウムの開催地が日本であることに伴い2011年に交代する次期会長は日調連会長ということで承認された。

## 議題3

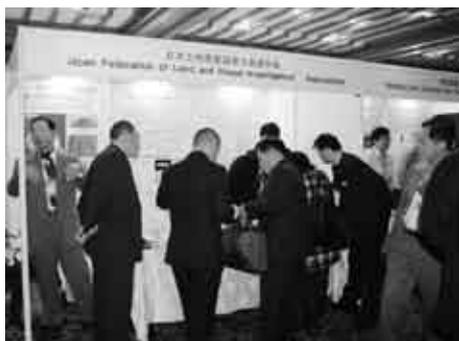
日本からの提案で国際地籍学会の会則の改正案を提示し、2年毎の開催で各国の費用負担を軽減して、より多くの方が参加できる仕組みを検討していただき、将来的には東南アジア諸国等の参加も視野に入れこの改正案を持ち帰り、2011年10月頃に予定している日本での予備会議(総会)で議論を深めていきたい旨を説明した。

## その他

日本からの提案で総会議事録を開催国が作成し、各国に送信して情報を共有することとした。今回のシンポジウムは、台湾が作成して韓国・日本に送信することになった。

以上、総会議案がすべて終了し、次に圓山大飯店から少し離れた海霸王レストランに場所を移動して公式晩餐会が開催され、日本側から公式参加者の外、愛媛会、熊本会、兵庫会、札幌会から参加していただいた一般参加者も加わり、日本、韓国、台湾の会話が乱れ飛ぶ国際的な雰囲気の中で行われた。

また、当日開催の展示会は、松柏庁会場において台湾から内政部国土測繪センター、台北市政府地政所、高雄市政府地政所、台南县政府、他有限公司等8か所、日本、韓国を加えて10か所のブースで、それぞれ最新の測量技術・器機システム等について展示が行われ、日本ブースでは、英文ポスターを掲示



連合会展示ブース

し、パンフレット配布。浅野制度対策本部員を中心に上田氏、藤井氏がパソコンも使用しながら説明を行った。台湾、韓国の展示も含めて多くの関係者が訪れた。

## 11月11日(木) 《台北市土地開発総隊、松山地政事務所(法務局)視察》



視察

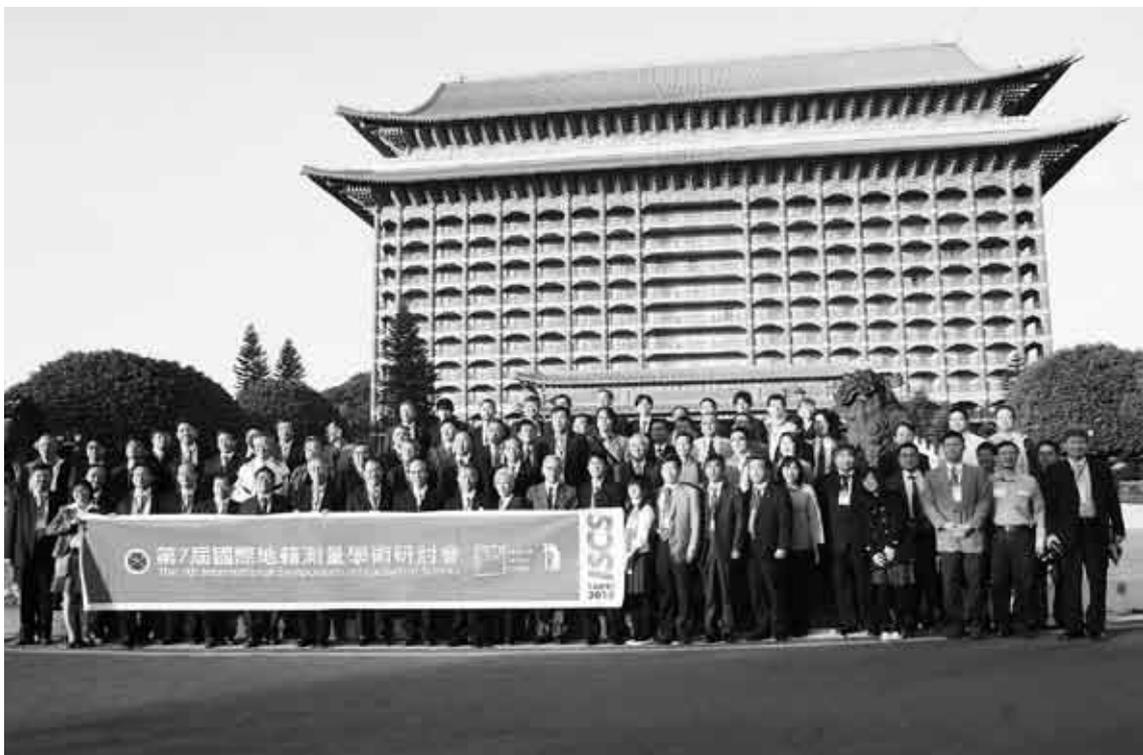
台北市土地開発総隊の会議室でビデオによる紹介があり、次に同じく松山地政事務所の台湾における登記事務の業務内容が説明された。ビデオが終わって、まず台北市土地開発総隊のパネル展示・資料等の視察が行われ、ホールに展示してある地図や資料の説明を受け、各参加者は日本の登記事務と比較しながら盛んに質問を行い、専門的な会話が飛び交う中、通訳の女性二人が大忙しの状態であった。ここでは台湾で行っている地図に対する全体的なシステムについて学ぶことができた。

次に同じビル内にある松山地政事務所の執務室を案内していただき、実際に登記手続の様子を視察し、資料室の中では昭和60年代に作成された地図や地籍調査を実施した時の調査表原簿を閲覧させていただいた。もっと具体的に知るために土地の分筆(分割)登記(登録)について説明を求めた。それによると、申請者は登録申請書に分割の略図を書き申請すると、台北市土地開発総隊の測量部が現地を測量して分割図面を作成し、地図に反映させていくとのことであった。原則的には、本人申請でできる仕組みになっている。しかし、地政士(日本では土地家屋調査士にあたる)といわれる民間資格者が存在し、当日窓口でマンションの登録事務を実際行っていたので、いろいろ質問をして聞くとところによると、建物図面は建築確認申請の際添付されている設計図をベースに登記用図面が作られており、パソコンを

使って建物形状の中で床面積算出部分が赤の斜線で表示されていた。現在行われている登記手続の方法は日本と相違するが、図面の中には共通するものがいくつかあって興味深いものもあった。また、旧台帳は日本と全く同じで、ここから進化して今の台湾登記手続があり、当時の図面、土地台帳を日本と比較しながら質問したり、説明を受けたりして視察を終えた。

昼食後バスに乗り、世界の花博覧会場へと案内さ

れ、1時間ほど散策を楽しませていただいた。ここから送別夕食会の会場まで歩いて移動、サヨナラパーティーは着席次第テーブルごとに始まり最後に呉理事長から指名を受けて私(大星)が日本代表として台湾スタッフに対する労いと「2年後、日本開催で皆さんと再びお会いしましょう」と呼びかけ、サヨナラパーティーの締めくくりをさせていただき、台湾での全ての日程を終了した。



# 平成の「伊能忠敬」たち～地図が蘇る～

この連載が始まって、7回目となりました。今回は第5回、6回に引き続き「地籍調査」について、愛媛県からお伝えします。

愛媛会では平成15年から県都松山市にて実施された地籍調査に取り組み、土地家屋調査士による関与としてはこれまで紹介してきた東京会、三重会とともに先駆者的な存在であります。地籍調査事業に取り組むその理念と蓄積されたノウハウ、そして、この事業に従事する愛媛会の会員の方々の熱き想いをお届けします。

## 第7回

### 地籍調査の現場から～愛媛県松山市の取り組み

愛媛県土地家屋調査士会 副会長 山内 晋

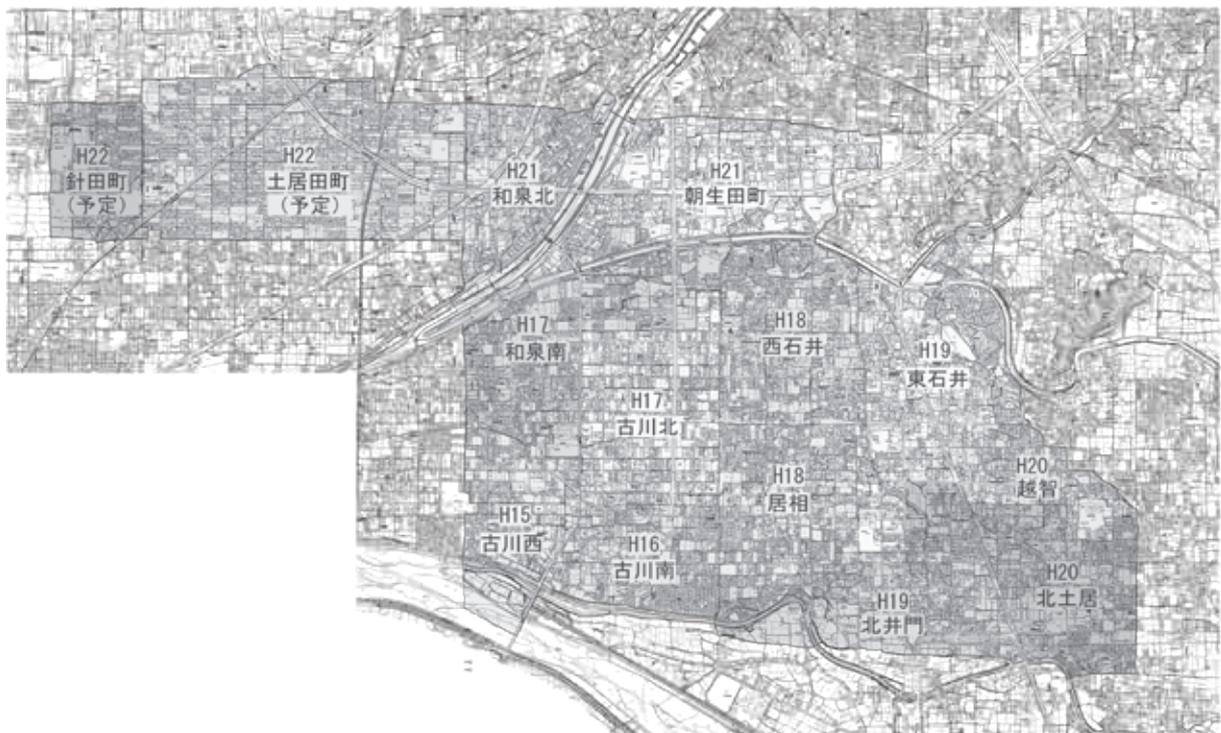
地籍調査は国土調査促進特別措置法に基づく国土調査事業十箇年計画のもと、土地の有効利用の促進という土地政策の観点から、緊急性の高い地域について地籍の明確化を図ることとして調査に取り組んでいます。地籍調査のうち、一筆地調査については市町村職員が自ら実施することを原則としていましたが、平成12年度から外注型地籍調査事業が創設され、地籍調査の促進を図るため、民間の専門技術者を活用して調査を実施することが可能となりました。このような国土調査事業十箇年計画を背景に松山市では、平成15年から本格的に民間技術者(土地家屋調査士)を活用した地籍調査が始まりました。平成21年(平成22年は予定)までの実績は実施区域

図を御覧ください。松山市中心部の南部を中心に作業を行っています。

#### はじめに

松山市中心部は昭和21年から昭和46年まで戦災復興事業として土地区画整理事業が行われ、新たに筆界が創設され、現在、その図面は公図(縮尺1/600)として松山地方法務局に備え付けられ、閲覧に供されています。その周辺部は大正時代から土地改良事業の一環として耕地整理・圃場整備が行われ、同様に公図・地図として利用されていますが、その精度は低く、現地の筆界を特定するには十分な機能を有するとは言い難いものとなっているのが現状です。

松山市地籍調査(一筆地調査)実施区域



愛媛協会実施区域

愛媛県土地家屋調査士会の地図整備の取り組みは愛媛県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の全面的な協力を得て、昭和62年に松山市鷹子地区において不動産登記法第17条(現行不動産登記法第14条第1項)地図作成モデル事業として作業に従事して以来、法務局備付地図作成作業に取り組んでいます。その後は平成6年松山市南部の井門地区の一部、平成8年・9年に松山市西部の北吉田・南吉田地区、平成16年には松山市北部の高浜・新浜地区の一部、平成17年はいよいよ松山市中心部の道後地区の一部、平成18年は、道後地区に隣接する御幸1丁目、平成20年からは平成8年・9年に行った地区に隣接する松山市高岡地区の地図作成作業を行っています。

地籍調査については中心地に隣接するDID地区を中心に

1. 平成15年松山市西部の古川西地区
2. 平成16年松山市南西部の古川南地区
3. 平成17年松山市南部の古川北地区・和泉南地区
4. 平成18年松山市南部西石井地区・居相地区
5. 平成19年松山市南部東石井地区・北井門地区
6. 平成20年松山市南東部越智地区・北土居地区
7. 平成21年西部朝生田地区・和泉北地区

を実施しました。今年和泉北地区に隣接した針田地区・土居田地区を計画して現在、事前立会に向けて準備中です。

## 平成15年から始まった松山市市街地地籍調査事業への土地家屋調査士参画の経緯

### 「分離発注による地籍調査の外部委託」

松山市は平成15年度から実施した地籍調査事業につき、分離発注方式による外部委託方式を採用いたしました。分離発注の原則は、測量作業にかかる工程は指名競争入札による測量業者選定とし、筆界確認にかかる工程は公嘱協会への随意契約による業務委託とするものです。分離発注方式を松山市が採用したことにより、土地家屋調査士が地籍調査事業に参画することが可能となりました。

地籍調査各工程の分離発注の内容は以下のとおりです。

1. 地籍図根三角測量

- C工程 競争入札による測量業者選定
2. 地籍図根多角測量
- D工程 競争入札による測量業者選定
3. 一筆地調査
- E工程 随意契約による協会発注
4. 地籍細部測量
- F工程 競争入札による測量業者選定
5. 地積測定
- G工程 競争入札による測量業者選定
6. 地籍図及び地籍簿の作成
- H工程 地籍図作成は測量業者  
地籍簿作成は協会

### 「平成15年度の業務受託の概要」

愛媛協会では松山市における地籍調査事業について、E工程・H工程の一部・概況調査の業務を受託しました。松山市古川西地区、広さ0.4km<sup>2</sup>、土地1,650筆数、地権者数850名となっています。また、区域に約120筆の地図混乱地域2箇所を含んでいました。また、地籍調査事業関連業務として平成16年度実施予定地区につきまして約0.9km<sup>2</sup>の概況調査の業務も受託処理しました。

### 「業務処理の基本方針」

協会は松山市と数度のプレゼンテーションと協議を重ね、本来あるべき地籍調査について提案を行ってきました。その基本方針は国土調査法及び関係法令を始めとし、実施市町村のマニュアルとなっている「地籍調査必携(赤本)」と「地籍調査における一筆地調査概論(黄色本)」を忠実に実施するという内容です。

一般的には土地家屋調査士の認識では国土調査には筆界の概念がなく現況主義で国土調査が行われているというものですが、事実は国土調査法第2条第3項第5号で境界及び地積に関する測量を行うと述べています。また、地籍調査作業規程準則でも第3条にて、一筆地調査に基づいて行う各筆の土地の境界(以下「筆界」という。)の測量…と明確に規定しています。問題は国土調査実施年度の古い分につき、修正主義で行うべきところを現況主義に流されて処理したということのようです。(修正主義とは関連法令との整合性を保ちながら、一筆地調査と一筆地

測量の成果により地籍を修正するというもので、当然、不動産登記法との整合性も行って処理することが原則となっています。)

### 1. 客観的資料に基づく地籍調査の実施

境界確認を行う資料としては法務局保管登記簿、閉鎖登記簿、旧土地台帳、公図、旧土地台帳附属図面、地積測量図がありますが、市街地においては絶えず分合筆が行われているため、官公庁が保管している官民境界確認書などの客観的資料や個人間で取り交わした境界確認書なども存在しています。こうした客観的な資料と現地との点検を行い、採用する資料と棄却すべき資料を判断した上で、正当な権利者の立会いを得て、境界の確認を行います。

### 2. 地図訂正を前提とする地籍調査の実施

地図混乱地域・集合表示が実施区域に含まれる場合、地籍調査実施の前提として地図訂正を行って、その後一筆地調査を行います。この手続きをとることにより、地籍調査成果図による法第14条地図と公図との矛盾が解消され、後日トラブルの発生などを防止します。

### 3. 永続性のある境界標識の設置

一筆地調査で確認した境界点には永続性のある標識を設置しています。

これまでの実施市町村では重要な境界点にプレートや筆界基準杭を設置し、他は金属鋸あるいはプラスチック杭を設置するというものですが、松山市

では基本的にはアルミプレートを使い、設置可能な境界点には全て永続性のある境界標識を設置しています。また、その境界標識設置は土地所有者の立会いにより確認した境界点にその場で設置し、土地所有者に確認していただいています。併せて、お隣同士の境界点で立会者の写真を撮り、地籍調査の資料として保管することとしています(写真① 表①は平成19年東石井地区実績)。これら設置した境界標識はデジタルカメラで撮影し、地籍成果の利活用の属性情報として利用できるよう準備するとともに後日のトラブルや境界点の移動の有無の確認に資するようにしています。

### 4. 法第14条地図認定後の取り扱いの適正化及び簡略化

地籍調査成果の法14条地図も法務局作成の法第



写真①

表①

	地籍調査で設置した境界標識			調査士等が設置した既設境界標識			
	新設プレート数	新設金属鋸	新設プラ杭	プレート数	金属鋸	プラ杭	
東石井地区	東石井1丁目	1059	146	17	215	34	0
	東石井2丁目	990	111	14	129	82	0
	東石井3丁目	753	120	31	214	92	0
	東石井4丁目	848	334	13	191	21	0
	東石井5丁目	952	113	4	191	77	0
	東石井6丁目	1374	111	16	338	26	4
	東石井7丁目	494	123	34	186	8	5
	計	6470	1058	129	1464	340	9
	合計	7657			1813		
割合(%)	80.9			19.1			

14条地図と同等の内容を包含する地図を作成することを目指していますが、前記三項目の処理を行うことにより、法第14条地図として備える法務局も安心して松山市から地籍図・地籍簿の送付を受けることができます。地図のエンド・ユーザーである国民・官公庁が便利で使いやすく、また、余分な経費もかからない、そういう地図を法務局・松山市・協会・測量業者・地権者の共同作業で作製しようとしています。

### 「平成16年度の受注業務内容」

次年度の受託予定の業務は以下のとおりです。

1. 平成15年度実施区域の成果作成業務  
H工程の地籍簿関連
2. 平成16年度実施区域の本調査  
E工程
3. 平成17年度実施予定区域の概況調査
4. 平成17年度実施予定区域のE1工程  
地元説明会まで

以上のような流れで、平成15年から継続して地籍調査を受託し、現在も平成22年度調査分について処理・進行中です。平成19年～平成21年までの処理実績は表②のとおりです。

### 松山市市街地地籍調査事業の作業詳細

#### 「工程」

松山市の地籍調査が不動産登記法14条第1項地図作成作業と大きく異なるところは役割分担が分かれており、測量に関するC工程：地籍図根点三角測量、D工程：地籍図多角測量、F工程：地籍細部測量、G工程：地積測定は、測量会社が担当します。土地家屋調査士が関与する工程はE工程：一筆地調査、H工程：地籍図及び地籍簿の作成になります。

基本的な作業の流れとしては

1. 2月 地元説明会案内準備
2. 3月 地元説明会
3. 7月 官地事前立会
4. 8月 一筆地立会案内
5. 9月～10月 一筆地1次立会
6. 11月 一筆地2次立会・成果まとめ
7. 12月 地籍図作成
8. 翌2月 地籍簿作成
9. 翌6月 地籍図・地籍簿閲覧(20日間)・修正
10. 翌10月 認証・翌々地籍図→法務局 地籍簿  
→市役所 備え付け

となりますが、毎年継続して業務を進めると、4月に次年度の概況調査があり、6月に前年度の閲覧が割り込んでくることとなります。併せて、各作業が進行する中で市の検査・県の検査が入ります。一年中何らかの形で何時も地籍調査関連の作業に関わっていることとなります。

表② 愛媛協会 地籍調査の実績

愛媛協会では平成15年度から松山市のE工程・H工程、平成20年度から伊予郡松前町のE工程・H工程を受託し業務を行っている。

#### 一筆地調査実績

年度	実施地区	面積：km <sup>2</sup> (実績)	筆数		土地所有者 の人数	筆界未定地 の件数/筆数	閲覧期間
			調査前	調査後			
平成19年度	松山市東石井地区	0.75	3113	2899	1332	8/77	H20.6～H20.7
	松山市北井門地区	0.57	2516	2231	1210	2/4	H20.6～H20.7
平成20年度	松山市越智地区	0.25	1236	1049	614	5/23	H21.6～H21.7
	松山市北土居地区	0.57	2723	2142	1290	11/48	H21.6～H21.7
	伊予郡松前町〇〇地区	0.47	2015	1820	1293	12/65	
平成21年度	松山市朝生田町地区	0.68	2556	1821	813	8/44	H21.6～H21.7(予定)
	松山市和泉北地区	0.57	2115	1791	1074	16/94	H21.6～H21.7(予定)
	伊予郡松前町〇〇地区						

各数値は年度終了時点での数量である。

筆界未定地については、年度終了後も発注者と協議の上、認証手続きまで再調査を行い、可能な限り筆界未定解消に協力している。

### 「地元説明会案内準備・地元説明会・官地事前立会」

各工程を具体的に追って説明すると、まず、地元説明会を開くためには事前に最新の要約書をデータベースに入力し、チェックする必要があります。前年度の概況調査で一応の入力は完了していますが、移動事項がないか、再度チェックします。現在、要約書のデータは法務局から紙での情報しか頂けませんので注意して入力しますが、やはり誤入力があるので、慎重にチェックする必要があります。入力したデータを基に地権者宛に案内文を作成し、発送します。地元説明会は地籍調査が行われる地元の小学校の体育館を借りて行われます。平日は仕事で出席できない地権者が多いので、週末の土日を利用して午前・午後、計4回の大人数が出席できる会場を設けます(写真②)。週末の説明会に出席できない地権者もおられますので平日の夜、午後7時から計4回、都合8回の説明会を開くこととなります。地籍調査地区にもよりますが、およそ40～50%近くの出席率です。一通りの説明が終わると、個別に質問を受ける時間を設け、土地家屋調査士が対応します。概況調査を担当した地区の質問ならある程度詳しい回答ができるのですが、そうでない場合は話をよく聞いて、一筆地調査で確認することを説明します。平日の夜は地元の公民館を利用して対応しますが、多いときは100名を超える出席者があります。

官地事前立会では所管管理庁によって個別に時間を調整して行います。一筆地調査では官地の境界を確認していく時間がないため、事前にまとめて確認を済ませておかなければなりません。多い地区では



写真②



写真③

国道・一級河川(国土交通省、国道・河川管理事務所 写真③)、鉄道(JR、私鉄)、県道・二級河川(地方局建設部管理係)、市道(市役所道路管理課)、里道・水路(地元改良区・水利組合)の境界を確認します。0.5～0.6 km<sup>2</sup>の面積を2～3日かけて行いますが、夏真っ最中の8月に朝から夕方まで歩き続けるのはある意味、一筆地調査よりも辛いかもしれません。平成17年から松山市の地籍調査では2町を1年で処理しており、掛かる工数(面積・日数)は上記の倍の作業量と言うこととなります。

### 「一筆地調査」

事前に現地を調査した内容で、1町を2～3班集体で現地立会を行います。

班集体はその区域を統括する班長1名・副班長1名(主に地権者との境界確認担当)立会后地権者から署名をもらう担当者1名、現地の素図に境界点の杭種と番号を記載した点番号図を作る担当者1名、境界標を打設するためにドリルで穴を開ける担当者2名、境界標を打設、埋設する担当者2名の8名体制で対応します。内容を考えると最低正・副班長が土地家屋調査士であれば足りるのですが、署名をもらうのも委任状の確認、住所変更の確認、分・合筆の確認(追加調査票への署名)等、土地家屋調査士業務と地籍調査業務を十分に理解している人が担当してもらえると、立会終了後の調査票の書類整理が楽になります。点番号図の作成担当者も同様に慣れている人であれば、筆界点の確認漏れ、追加等立会時の誤りを見逃すことなく行うことができます。また、

この班員にプラスして市役所担当者が1名、地元改良区・水利組合1名、町内会1名の人員で班を構成しています。9月から一筆地調査として個人・企業が所有する土地の現地立会を行います。基本的には午前9時の呼出から午後5時までの予定で時間割を組みます。昼休みを挟んで6～7時間の長時間での立会となります。一週間の内、月・火・木・金の4日間を立会日としています。月・木はその日の立会終了後、調査票・調査図の整理、翌日の準備等があり、灼熱の立会から帰ってきた体にはきつい仕事になります。このような日々が10月の中旬～下旬まで続きます。1班の実働日数は20～25日、6班集体とした場合は現地立会延べ日数150日、延べ土地家屋調査士動員数600人、延べ補助者動員数600人、合計1,200人を動員する大事業です。

一次立会終了を待たずして、10月の末から翌年1月にかけて、測量業者による地籍細部測量・F工程、地積測定・G工程の作業に入ります。土地家屋調査士の作業としては一次立会で欠席、再調査が必要な土地の再立会(2次立会)を引き続き処理していくこととなります。

### 「地籍図・地籍簿閲覧」

6月から20日間の期間(国土調査法に基づく閲覧期間)を設けて、地権者に地籍図・地籍簿を閲覧してもらいます。法務局が行う14条地図作成作業では閲覧期間が7日程度なのと比べて非常に長く、午前9時～午後4時まで地元公民館等で地権者に成果の説明を行います。対応は担当土地家屋調査士が交代で行うので、この作業にも結構時間を拘束されることとなります。今までの経験から多い地区では6割近い地権者の閲覧がありますが、少ない地区は4割程度に留まるところもありました。閲覧の案内状には、調査前の表示と調査後の表示内容を同封するとともに、「閲覧に来られない場合は追認されたものとして地籍図・地籍簿の成果を備え付ける。」旨の記載があるので、現地立会され、地積に著しい増減がない場合は閲覧会場に見えられない方も多いと思われれます。

### 「認証・地籍図→法務局 地籍簿→市役所 備え付け」

地籍調査の成果は地図は14条地図として法務局に備え付けられ、登記簿は地籍の成果内容が反映されます。地籍簿は事業主体者(松山市の場合、松山市都市整備部用地課)が保管し、一筆図としても管理します。この頃には次年度の地区の概況調査が始まっています。

### 登記に繋がる地籍調査の成果・14条地図

昭和26年に国土調査法が施行されて、半世紀が過ぎてしまいました。土地家屋調査士も不動産登記法第14条地図作成モデル作業で、部分的には地図作成作業に従事してきたものの、国土調査の実績と比較すると微々たるものに過ぎません。とはいうものの、14条地図として法務局に備え付けられる地図の大半が地籍調査の成果による地籍図であるのも事実です。第5次国土調査事業十箇年計画の決定により、外部委託の道が開かれ、土地家屋調査士がどう地籍調査と関わるのか、国土交通省・地籍調査実施市町村・測量業コンサルタントに注視されています。

土地家屋調査士の未来は地図作成(本来土地の境界に関わる調査・立会・測量)に積極的に関わってこそ、開けるのです。土地家屋調査士の土地に関する豊富な経験を基礎に地図作成に関われば、本当に理想的な地図が作成されることは目に見えています。今こそ、地図作成への傍観者・批判者から地図作成への担い手となる決断のときなのです。愛媛会では法務局と協議を行い、14条地図作成作業地区・土地家屋調査士が関与した地籍調査作業地区(平成15年～)については現地に一筆地調査時点で埋設した境界標が現地に存し、その筆界に移動がない(地図の公差の範囲内)ことが確認できた場合は便宜、境界立会を省略して(その旨、不動産登記規則第93条調査報告書に記載)問題ないことを確認して、業務処理を行っています。このことにより、これらの地区については迅速な登記業務が可能となりました。

# 特別研修受講体験記

## 土地家屋調査士特別研修受講体験記を拝読して

副会長 志野 忠司

「今日を憂うのが業界団体であり、明日を語るのが資格者団体である。」というのが私独自の考えである。また、筆界あるいは境界を物理的だけではなく法律的に考えることができるのが、我々土地家屋調査士と他業界との明確な相違点だと私は思う。そして、それを法律で明確に示してくれたのが、土地家屋調査士法における民間紛争解決手続代理能力認定の制度であると考えている。この制度の創設は日調連の努力であり、全国土地家屋調査士政治連盟の力であり、応援してくれた法務省、政治家のおかげである。

それにしては会員の特別研修への関心は余りにも少ないといわざるを得ない。この程度の関門を越えられずに果たして我が業界は今日を憂い、明日を語る資格があるのか？

今後10年以内に既得権にしがみついた人間は淘汰され、能力を持つ人々だけが評価されて、社会に貢献することができるようになるであろう。

資格とは特権ではなく能力の証明に過ぎない。すべての結果責任は政府でも日調連でもなく、自分自身が負わねばならないのである。

我々日調連には明日を担う会員が確かにいることをこの体験記を拝見して確認できたことを私は嬉しく思う。諦めず懲りずに、会員の過半数のADR認定土地家屋調査士の誕生を目指して歩き続けたいと考えています。

## ADR認定土地家屋調査士になるまで

大阪土地家屋調査士会 森 光広

特別研修制度が始まって、5回目に同支部の仲間とともに申し込みました。

今年の2月5日から基礎研修が始まりましたが、専門用語がずらりと並ぶ法律科目の講義を受けていて、大学生の頃(当方は法学部出身でした)を懐かしく思い出しながらも、実務活用のための知識として頭にたたき込むべく真剣に取り組みました。

個人的には講習開始までに指定された法学検定問題集をまず1ページ目から取りかかり、○か×かの結果だけを試してみましたが、散々な結果に終わり、気分がかなりダウンしましたが、特に民法の専門書で該当する部分の条文を理解することに時間をかけて勉強しました。

グループ研修におきましては6名で行いましたが、メンバーに司法書士兼業者がいたことが幸いして、択一関連のことはかなり助けられた気がします。

必須課題とされた申立書及び答弁書の起案を皆で論議しつつ、意見を出し合いながら進めていきました。

ただし、各々が土地家屋調査士としてのキャリア

において年数も違い、処理してきた現場の状況も違うので、ついつい実務での経験談へとズレてしまった場面もありましたが、ここでは各自がそれぞれの意見を出し合うということが非常に大切であると感じました。

この段階では100%の正解が必要な訳ではありませんし、後に弁護士の先生による総合講義のときに修正すれば良いことなので、とにかく自分なりの起案書を作成することができたのが良かったと思います。

倫理についても同様ですが、普段の業務においては正直、そのレベルまで意識して仕事していないのがほとんどであり、この研修にて強く意識付けることを心がけました。

そして、総合講義におきましては当グループの起案書について、予想以上に多くの修正箇所を指摘されましたが、本番に向けては非常に良かったと思います。

特に考え方の間違いというものではなく、紛争対立している立場での表現の仕方という点において、普段そのような文章を書くことのない土地家屋調査士としては大変勉強させられました。

講義が全て終了してから考査までの2週間は過去



基礎研修(大阪会)



考査(大阪会)

問を含む択一対策として、問題集を3回ほどやり、間違ったところは暗記するというよりは理解する方向で、何十年ぶりの受験勉強をした気になりました。

しかしながら、日常生活と仕事の合間に時間をかけることはハードなものでありましたが、絶対合格するという気持ちがあれば、何とかなると信じて頑張りました。

択一の足切り点が5問(10点)以下ということなので、クリアするにはそんなに難しいものではないと思います。

また、記述問題については土地家屋調査士試験受験時の書式問題対策と同様ですが、必ず自分の手で起案書を書き上げることをし、頭の中だけで終了しないようにしました。

にもかかわらず、実際の考査結果が芳しくなかったのが反省点ですが。

7月に郵送にて発表された結果を見て、基準点をクリアしていたので安心しました。

私個人としましては平成11年3月1日から土地家屋調査士として開業し、その頃から大阪会としても研修に力を入れ出した、境界鑑定講座に自己研鑽のためにと参加し、筆界という目に見えない線を見出すことの重要性を知ったつもりでしたが、この認定によって、さらに現実として起こりうる紛争解決の一助となれば幸いであると感じました。と同時に認定されてからの意識付けと仕事への取り組み方が大切であると思う次第であります。

我々、土地家屋調査士を取り巻く環境が厳しくなっている時代になり、この認定というものを全ての土地家屋調査士が取得して、土地家屋調査士業務のステップアップにつながればと思います。

### 大阪土地家屋調査士会 京谷 智弘

私は土地家屋調査士の試験に合格し、すぐに特別研修に申し込みました。

(土地家屋調査士に登録していた方が受験料が2万円安かったのです。まだ、スネかじりの身には大きな差です。)

以前から、法務省のホームページでADR認定土地家屋調査士の存在を知っており、法律にも興味を持っていましたので、受験に迷いはありませんでした。大阪では土地の境界線争いが多く、特に市内では1cm、5mmでも大きなトラブルの基となると聞いていました。さらに三十数年前に分筆された、ある一画の地図を見せていただいたことがあったのですが、「あれ?」と思い、よくよく調べますと、数字と三斜の面積計算が合いません。一体どの数字が正しいのか、他人事ながら「もめるやろうなあ」と実感し、土地家屋調査士としてこのような仕事に啞然としました。

研修が始まるまで2か月ほどありましたので、参考書を買って、一通り読みました。幸い私は、大学卒業後もいろいろ勉強を続けていたので、勉強すること、本を読むこと、暗記をすること等、あまり苦になりませんでした。私は朝型の勉強の方が合っていますので、朝5時に起き、仕事のある日は7時まで、夜は8時から一時間くらい勉強しました。

基礎研修も問題なく受けることができました。ただVTR学習なので、余裕があるときに受けることができ良かったと思います。3日間連続で6時間以上の学習でしたので、仕事で疲れていたりしたら、どうしても眠気が襲ってきていたでしょう。

グループ研修は3人で行いました。先輩の方々とのグループでしたので、いろいろな討論ができ、とても

有意義で、貴重な体験をさせていただきました。若輩者ですがグループリーダーをさせていただき、さまざまな手ほどきをしていただきました。15時間以上の指定があり、1日では到底できないので、3日間に分け行いました。忙しい先輩方との時間調整がとても難しく、課題をまとめるための言葉遣い一つにも神経をとがらせました。おかげで、すんなりとはいきませんでした。課題をまとめることができました。

集合研修では弁護士の先生にいろいろ指摘していただきました。こちら納得がいかず、いろいろ質問攻めにし、休み時間にまで教えていただきました。他のグループのものもよく考えられ、まとめられているな、と思うものもありましたが、それらも指摘を受け、改めてなるほどと納得させられることが多くありました。

倫理では「えっ、そんなもあかんのか？それくらいええやん。」と思うことが多く、難しく頭を悩ませることばかりでした。倫理に関しては一生勉強だなと感じました。

考査対策としては連合会のホームページで過去の問題が出ており、それを100%正解するまで徹底的に繰り返し問題を解きました。その他に必読図書にある「法学検定試験問題集(4級)」も同様にしました。記述に関してははっきりとした答えが出ていなかったため、グループで一緒だった先輩方や同期の方々と過去問を解き合い、考査に向け勉強しました。

お金(親のお金?)と時間に余裕があれば(受験当時25歳の私には8万円の受講料と必読図書、参考図書代合わせて5万円ほどは負担が大きかったです。もちろん時間に余裕はたくさんありました。)早く特別研修を受けておく方が有利だと思います。それよりも私の将来に期待をかけ、勉強を続けさせてくれた両親に感謝しています。「出世払いやで」という期待に応えることができるかはわかりませんが…。

今のところ、土地家屋調査士としての仕事自体が少ないので、ADR認定土地家屋調査士の資格がどのように役立っていくかはわかりません。ただ、知識として紛争を未然に防ぐために依頼者の方々に説明できるようになったのではないかと思います。

## 第5回特別研修体験記

福岡土地家屋調査士会 吉田 正雄

「特別研修の人員が足りんとよ、僕も受けるけん、吉田さんも研修受けてくれんね。」

「人が足りんとやったら、研修受けてもよかよ。」

「ほんとによかと。金がかかるばい。」

「人が足りんならしょうがなか、よかよか。」

これが福岡会理事会の始まる直前の今年還暦をむかえる2人の会話である。後日、カリキュラムを見て少し後悔した。勉強することもさることながら、体力が持つか？と。というのも平成4年に脳梗塞、平成6年に心筋梗塞を患い、また、その以前にも交通事故で内臓を痛めた私にとっては大変なことであると思われたからである。しかし、家内とも相談し、できるところまでやってみよう決心して、受講することにした。

### 基礎研修(2月5日(金)～2月7日(日)の3日間)

いよいよ基礎研修が始まった。1日目は憲法、ADR代理と専門家責任を約5時間に渡り、大学教授、弁護士の先生のDVDを視聴しながら授業を受ける(席は自由)。

2日目、民法、所有権紛争と民事訴訟を大学教授、弁護士の先生の講義をDVD視聴により、約7時間、昼食を別にして受講する(席は自由)。

3日目は民事訴訟法Ⅰ、民事訴訟法Ⅱ、境界確定訴訟の実務を大学教授、裁判官から各約2時間ずつの正味約6時間の研修をやはりDVD視聴により受講する(グループ研修打ち合わせのため、席は指定されている)。

3日目の受講の後、その会場内でグループごとに分かれて、グループ長及び研修する場所(会場探し担当者)を決め、3日間の基礎研修が無事終了した。

この3日間で憲法から始まり境界確定訴訟まで習ったが、初めは馴染みが薄いため戸惑いもあったが、先生の話の聞いていると土地家屋調査士業務と関連したこともあり、興味が湧いてきて、テキストを後で見ると書き込みをたくさんしていた。

### グループ研修(2月8日～3月17日までの間で計15時間)

私たちの班は5人であり、若手2人(若手といっても40代)に音頭をとってもらい、研修会場探しは私の事務所が位置的に中間ということもあり、私が担当することになった。

グループ研修は教材Ⅰ・Ⅱを使用し、申立書、答弁書、倫理の各5時間の計15時間、研修する。グループ長が黒板に貼ったA1の白紙に各個人が思いつく

まま意見を述べ、グループ長がマインドマップに記載するやり方で、最後は一見で結論が見えるというやり方であり、私にはこんな勉強のやり方もあるのだと感心した。グループで検討した結果をグループ長が整理し提出した。

### 考查対策講座(2月27日(土))

昨年までは福岡会実施の考查対策講座は考查の直前に開かれていたが、今年は早く講座を開いてもらった。

勉強の方法等を習い、第1回～第4回の考查の解説、第5回の傾向と対策ということで、絶対に覚えなくてはならないもの、例えば、申し立ての趣旨、時効取得の要件等を単語カードにして暗記する。また、倫理としては答案の構成、キーワードを使った文章の作成方法等を丁寧に習った。

### 集合研修と総合講義(3月19日(金)～3月21日(日)3日間)

この研修では受講者全員で講義を受けることになる。

1日目の4時間と2日目の1時間は、教材Ⅱの申立書に基づいた講義及び講評を受ける。

2日目の後の5時間は答弁書に基づいた講義、講評を受ける。自分たちの起案が最高と思っていたが、各グループの起案はそれぞれに異なり、見方によっていろいろな考え方があるとつくづく思い知らされた。また、弁護士の先生も各グループの起案を誤りとは言わず、それぞれに評価してくれ、後は自分たちで考え修正するような講義であった。

3日目は5時間、総合講義を受ける。内容は倫理について、提出済みの起案に基づき講評及び土地家屋調査士に必要な倫理に関する講義を受けた。これで研修はすべて終わった。後は考查だけである。

### 考查4月3日(土)〔くまもと県民交流館パレア〕にて

私にはこれが一番の難関であった。冒頭に述べたように私には体力がなく、前日に熊本に行き、宿泊をもと思ったが、寝付けなかったら同じことである。同僚が車を出すとのこともあり、3時間半かけて車で熊本の会場に行き、会場内でグループと待ち合わせ、昼食を一緒にとり、互いの健闘を誓って試験会場に入った。

班の人たちには隠していたが、長旅で疲労し、また緊張も重なり、頭がボーッとした状態で試験に臨

むことになった。思考力が落ちているため、考える力に乏しく、択一問題は全く自信がなかったが、記述問題は弁護士の先生の考查対策を守り、毎日実践していたので小問の1つを除いて自信があった。

### 自身の考查対策

教材としてはテキストⅠ・Ⅱ。必読書である司法協会が出版している〈新訂〉「民法概説」。

法学検定試験問題集4級。土地家屋調査士六法。連合会のホームページから過去4回の問題をダウンロードしたものを使用した。

自身の考查対策としては恥ずかしながら民法概説を1回読み、問題集4級3回、過去問を3回、それと弁護士の先生から教授された単語カードを作り、毎日暇があれば見るようにし、また、倫理の問題も何回も記述し、手が覚えるようにした。

特別研修を終え、何が良かったか顧みると、私にとっては久々に長い期間勉強したこと、いろんな人たちと知り合い、特に若い人達の考え方に接したこと、その他いろいろあるが、私にとって一番良かったことは「やればできる・なんとかなる」、このことであった。全国の土地家屋調査士の仲間でADR認定土地家屋調査士がまだまだ少ない現在、将来のことを考える若い人たちはもちろん、還暦を迎えた私が合格できたのだから、年配の方々も新しい出会いがあるこの特別研修を受講されて、いろいろなものを吸収されてみてはいかがだろうか？

最後に私が考查にどうにか合格できたのも、講義をしてくださった先生方はもちろんのこと、福岡会で研修を受講された人々、また、我がグループの仲間、特に私を誘ってくれ、合格するまでいろいろサポートしてくれた同僚に感謝し、筆を置きます。

### 「ADR認定土地家屋調査士になるまでの体験談」

東京土地家屋調査士会 丸山 晴広

私が「ADR認定土地家屋調査士になるまでの体験談」として受講した各研修や総合講義、私自身の考查対策についてお話いたします。

基礎研修は他の方も記しているとは思いますが、3日間延べ17時間にもおよび、日本の基本法である「憲法」や「民法」、さらに「民事訴訟法」、「境界確定訴訟の実務」を中心に行いました。

建築系出身の私としては「憲法」と「民法」は少し縁遠い存在であり、まして、「民事訴訟法」と「境界確定訴訟」はかなり縁遠い存在でありました。しかしながら、ADR認定土地家屋調査士になるためには必須の分野です。「憲法」と「民法」などは今までの知識の確認という部分もありましたが、新しく覚えることも多かったと思います。

「民事訴訟法」などは知識の中で知っている程度の法律でしたが、内容がわからず、全く新しく覚える法律で、私自身勉強になることが多くありました。

土地家屋調査士は実際に訴訟を起こすことはないので「民事訴訟法」は直接には関係はありませんが、ADRの基礎としての申立・答弁を知る上で、とても大切であると感じました。

「民法」の中でADRに欠かせない「時効」や「民事訴訟法」については図書館で関連書籍をいくつも借りて、勉強しました。

グループ研修ではADRでは最重要といえる「申立書」、「答弁書」をグループごとに実際に作成していきます。

グループ研修前は「申立書」と「答弁書」を個人の意見で作成するのではなく、グループの皆の意見を集約して書類をまとめていく点が難しいのではと考えていました。

しかし、私の参加したグループは通常5名で1グループを構成するところ、1名の欠員があったため、4名1グループでした。このことが幸いしたのか、自分のグループでは比較的意見が似通っていたので、「申立書」と「答弁書」を作成する上での意見集約がスムーズに行えたと思います。

集合研修はグループ研修で作成した「申立書」及び「答弁書」を基にした解説研修です。自分のグループの「申立書」と「答弁書」の記載内容は簡潔に物事を述べるスタイルを採っていましたが、講師の先生から「身がなく、骨のみ」と厳しい指摘をされました。今後ADRに携わるにあたって、簡潔すぎず、冗長すぎない書類を作成するには継続的な勉強が必要だと痛感しました。

私の所属する東京会では受講者全員を「ADR認定土地家屋調査士」にするべく、考査前に「特別研修・考査過去問題の研究」と題して、研修を行っています。わずか2時間程度ですが、考査の記述式部分の関連する法律・条文の確認や過去問題の出題意図の研究を中心に行い、聴いているだけで考査はパッチ

りと思わせてくれる内容で、とても役立ちました。

あとは、たまたまですが上記「特別研修・考査過去問題の研究」と同一講師である東京会の顧問弁護士による「土地家屋調査士業務のための法律知識」と題したブロック協議会の研修がグループ研修の合間にあり、法律とは、訴訟とは、などADRを知る上で大変参考になりました。

ADR認定土地家屋調査士としての意気込みですが、今まで補助者時代や本職として業務を行ってきた中で、訴訟に関係することはほとんどありませんでしたので、所有権に関する時効などは弁護士さんへ相談してくださいということが精一杯だったものが、認定を取得したことにより、相談に乗ることもでき、さらに弁護士と共同ではありますが、代理人として活躍していくことのできる立場となりました。特別研修で勉強したことを忘れることなく、また、ADRの基本である代理人という立場について再認識をして業務に望みたいと思っています。

なお、私自身の考査対策ですが、択一問題では必読図書である「民法概説」、「法学検定試験問題集(4級)」を中心に記述問題では「民事訴訟法」を基本にししながら、過去問題の出題意図を考えつつ、数多く解きました。

また、例年、考査では事件受託の可否と理由を問う問題がありますが、その根拠となる条文を論理的にしっかりと覚えるようにしました。

## ADR認定土地家屋調査士になるまでの体験談

愛知県土地家屋調査士会 森 公志

“ADR認定土地家屋調査士って何ですか？”

先輩に特別研修を受講しないかと誘われました。入会して間もない私にはADRの意味すら、理解していませんでした。Alternative Dispute Resolution (ADR)、日本語に訳すと、裁判外紛争解決だそうです。日本語でも理解し難いですが、私の所属する愛知会は全国に先立って、早期に「あいち境界問題相談センター」を設立し、境界に関する紛争を迅速、公正、柔軟に解決し、その紛争解決の結果を直ちに登記及び地図に反映することによって、不動産に係る国民の権利の明確化に寄与することを目的としています。そのセンターへの代理権(弁護士との共同受任)がADR認定土地家屋調査士に合格すると可能になると教えられました。近年の国民の権利意識の向

上は日々の業務でも感じられ、自己研鑽の意味でも、第5回特別研修を受講することを決意しました。

特別研修は基礎研修、集合研修、総合講義、考査と研修内容が区分されています。まずは平成22年2月5日より3日間の基礎研修がスタートし、憲法、民法、民事訴訟法等のADR認定土地家屋調査士になるための基礎的な法学知識の研修が始まりました。民事訴訟法は私たち土地家屋調査士には馴染みの薄い法律ですが、山本和彦先生は“ADRの代理人は常に訴訟になった場合の結果を十分に認識して、依頼者に専門的な観点から助言を与える必要があるため、民事訴訟の手の全体像について必要な知見を有しておく必要がある”と講義されました。私が特に印象に残った講義は山野目章夫先生の民法の講義です。先生は“この民法の講義は民法を「知る」講義ではなく、「操る」ことを学んでください”と仰っていました。民法を「操る」とはいったい何だろう?と思いながら、講義を受けていました。その講義は、境界紛争の事案に基づき、請求の趣旨、訴訟物とは何か、また民法第162条の時効をどのように民法の要件事実に基づき主張するのか、など大変興味深い内容の講義でした。3日間の基礎研修を終えて、土地境界の法律専門職としての土地家屋調査士になるためには更なる研鑽が私には必要だなあ〜と実感しました。

集合研修は受講生5〜6人のグループに分かれて、境界紛争事案の「申立書の起案」、「答弁書の起案」の作成、そして土地家屋調査士としての「倫理」をグループで討論、学習する内容でした。基礎研修において、ADR認定土地家屋調査士に必要な基礎法学を学習したといえどもグループ内の誰しも申立書、答弁書など書いたことも見たこともありません。しかし、土地家屋調査士と境界紛争事案を読み内容を理解すると、みんな闊達な意見を言い合いました。“これは所有権界の紛争か、筆界の紛争かを明確にすべきだ。”とメンバーの1名が発言すると、他のメンバーが“所有権界の紛争ならば、時効を援用すべきだ。”と発言、すると別のメンバーが“土地家屋調査士として時効の援用を依頼者に薦めるのは慎重になるべきだ。”とか、各メンバー個々の境界の専門職土地家屋調査士としての考え方を徹底的に議論しました。そして、なんとかグループで意見をまとめて、申立書、答弁書の起案を作成し、土地家屋調査士としての倫理を確認し、総合講義へ準備を整えました。このグループ研修での経験は大変貴重な財産となっ

たと私は感じます。なぜなら、私たち土地家屋調査士が日頃の業務で、個々の境界に対する考え方、土地家屋調査士としての倫理観を大先輩の先生を含めたグループで、私のような新人が議論できたのは本当に貴重な時間だったと思い、この経験を生かしていきたいと思います。

総合講義では弁護士の先生がグループ研修で作成した申立書、答弁書とADR認定土地家屋調査士に必要な倫理を講義してくださいました。申立の趣旨では“何をしてほしいのか?”を主張し、申立の理由では紛争の争点をまとめて書く必要があり、答弁書の申立の趣旨に対する答弁ではADRの相手方が希望する結論を書き、申立の理由に対する認否では申立書の理由に対して、すべて認否する必要があると教えていただきました。申立書は文章で争点の流れを時効の要件、境界の要件を書き主張することが大変難しいと思いました。答弁書は当事者の争いがいいことまで認否してしまい、ここで初めて弁論主義の言葉の意味を少し理解することができました。土地家屋調査士は公正かつ誠実に業務を行わなければならないとありますが、このADR認定土地家屋調査士の代理の場合には依頼者に不利な証拠は開示してはいけません。依頼者との信頼関係を構築することが公正誠実なのだを教えてもらって、代理権の意味を改めて認識しました。

考査対策としてはやはり過去問を繰り返しこなす必要があると思います。しかし、基礎研修で習得した基礎法学の知識を生かして、法を操ることが大切です。グループ研修で出会った先輩土地家屋調査士の方々と一緒に考査の勉強を行ったことも良かったと思います。みんな業務多忙の中、デニーズ(ファミリーレストラン)に集まり、申立書、答弁書の書き方、要件事実をまとめ、夜中まで議論しました。そのお陰で、新人の私でもADR認定土地家屋調査士に合格することができました。そして、今、冒頭での私の質問の“ADR認定土地家屋調査士って何ですか?”の答えは“ADR認定土地家屋調査士は“土地境界紛争解決のプロです。”と胸を張って答えます。

# ADR 認証に向けた基本的取組み

京都境界問題解決支援センター  
運営委員長 木下 二郎

認証取得の基本として、「隣接法律専門職との協力体制のガイドライン」に沿った形で取得に向けた取組みを開始。京都府では筆界特定申請、境界に起因する裁判件数も数多く報告され、境界問題について第三の解決方法についての期待も大きいと考えられることから、利用者目線に立った手続きの流れに留意した。

まず、平成19年のセンター開設時から運用してきた規則・規程の見直しから始め、認証に対応できていない部分が多くみられたため、先行会(愛媛会・大阪会)の規則・規程を手本として、新しい規則・規程をセンター運営委員7名と土地家屋調査士会理事1名の計8名で手分けして作成。センター日常業務マニュアルを作成せず、規程にて対応できるよう留意。マニュアルを作成しなかった理由は規則・実施規程・費用規程の三段表を見れば、事務局職員、担当者(説明員・相談員・調停員等)が理解・対応できるよう配慮したためである。その後、土地家屋調査士運営委員7名と弁護士運営委

員2名からなる運営委員会にて協議。調査士会理事会にて新しい規則・規程、特に当センターの特色としての「事前説明」を中心に説明を行う。この事前説明は認証センターの説明を当事者に対して行なうものであり、当初予定していたのは説明時間1時間全てをセンターの説明に使うことを予定していた。理事からは1時間全てをセンターの説明を受ける当事者の負担はいかなるものかとの意見もあったが、当事者に十分な説明ができないままセンターを利用されることへの危惧から、事前説明を予定どおり行うことで理事会の承認を得る。

センター施設は土地家屋調査士会館新築(平成19年)に伴い、相談室2室、調停室1室を完備しており、設備としては充分と判断した。

## ・特に苦労した点と解決に至る経緯

### 理事・役員への説明

土地家屋調査士会の理事・役員に理事会にて認証取得のメリット・デメリット、理事・役員の責務を説明した。認証を必要とする説明では「ADRセンターとして、認証取得は自明のことと考える。」と説明し、理解を得た。理事・役員の責務はあまり理解されていないと感じられる方もおられ、土地家屋調査士会会員の理解を深めていただくことと同様に今後の課題と考える。



ADR 認証通知書



第1相談室



第2相談室

### 自縄自縛の規則・規程との指摘

日調連と法務省司法法制部事前相談にて当センターの規則・規程、特に当事者への説明責任のため規定した「事前説明」を含め、硬すぎる規則・規程との指摘を受ける。

センター利用者のためと考えて作成した規則・規程が実は利用者に多大な負担を要するとのこと。規則・規程はできるだけ軽くして、実務で対応すべきとの指摘。全てを最初から作り直すか？、修正して対応するか？、我々作成に携わった面々は一時期混乱した。結果、修正して対応することとして事前説明では当センターのみの説明を行うのではなく、説明時間1時間の内、半分を案件の聞き取りを行うこととし、残り半分の時間にてセンターの説明を行うように変更し、説明員を対象に研修をした。

### 司法法制部から

手続き利用者に費用等十分な説明を行うようにと

の指摘があった。

調停申し立てがなされても相手方の応諾がなかった場合、当センターでは申し立て金の半額を返戻する扱いとなっていることから、事前に十分な説明をしてくださいとの指摘。

事前説明での説明を徹底することにした。

### 結び

認証取得後、心配された事前説明も当面は説明員とセンター運営委員がサポートする形で同席し、現在のところ問題となることは起こっていない。しかし、当センターの運営は始まったばかりであり、今後改善を要する事柄には対応し、利用しやすいセンターにしていきたい。多くの土地家屋調査士会でセンターが設立されている今、幅広い意見交換の場があればと希望する。



待合室



調停室兼会議室

# 広報最前線

和歌山

## 和歌山県土地家屋調査士会主催 チャリティーゴルフコンペ

他府県の土地家屋調査士会ではどのような取り組みがなされているのでしょうか。寄附講座をはじめとして、社会貢献や広報的な活動というのは各会で数多く行われているものと思います。和歌山会では広報部が中心となり、「私たちで何か社会貢献できることはないか?」ということから、チャリティーゴルフコンペが企画され、実施することとなりました。

大会主旨及び目的…和歌山会は社会貢献事業の一環としてチャリティーゴルフコンペを開催することにしました。「障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活を営むことができる」ようにすることを目的とする障害者自立支援法が制定され4年の月日が経ちましたが、現代社会において、また、この不況期において、障害者の方たちが自立した生活を営むには大変な時代であると思われます。そこで、このゴルフコンペにおいて得られた

収益金を和歌山県内の障害者福祉団体に寄付し、微力ながら財政面での応援をさせていただくことにいたしました。どうぞ、皆様のご支援ご協賛をお願い申し上げます。

初めての試みであるチャリティーゴルフコンペは平成22年3月13日(土)の午前9時30分、クラブハウスからのサイレンと同時に盛大に開催されたのです。参加者は和歌山会員及びその関係者様から和歌山県以外の土地家屋調査士会員様、さらに県会議員の先生方まで、県内外から約150名の参加を頂きました。ご参加の皆様、ありがとうございました。

とにかく初めての試みということから勝手が分からず、ゴルフ場との数回の打合せと数え切れないくらいのメールのやり取りで、何とか開催に至ったものでした。このご時世にゴルフ参加者がどのくらいいるのでしょうか。また、チャ

リティーということを理解してもらえるだろうか?、そんな心配をよそに続々とメンバーが集まりました。皆さんが、このチャリティーの趣旨に理解と賛同を頂いたものと感激した次第です。

当日は、地方新聞社の取材も入り盛大に開催されました。4番ホールと11番ホールのショートホールはチャリティーホールと銘打たれ、チャリティー募金箱を持ったスタッフが待ち構えているホールがあります。ワンオンしなかった場合はチャリティー募金を頂く(強制ではございません。)ことになっていました。ゴルフ自慢の参加者達もこのホールはチャリティーをさせていただくためにわざと外してくれたようで、たくさんの募金を頂戴することができました。皆様の心の広さに感謝、感謝であります。

表彰式では簡単な食事を前に反省会やら自慢話やら大いに盛り上がりました。取材者のフラッシュ





が光る中、成績発表の開始です。優勝！、26インチ液晶テレビが一般参加の選手に手渡されると、大きな拍手に包まれました。すばらしいスコアであったことを付け加えておきます。続いて、19インチ液晶テレビ、空気清浄機、伊勢えび、牛肉詰め合わせ、豚肉詰め合わせ、ワインセット、高級梅干、干物のセット、お米10キロと次々豪華賞品が手渡されました。賞品を手にしなかった参加者には新鮮梅たまごパックが渡され、参加者全員に障害者支援施設

で作られたエコバックと食パンが配られたのです。障害者施設の皆さんがこの企画のためにいつもより多くの食パンを作ってくれました。非常においしいと好評であった食パンです。ありがとうございました。

後日、和歌山県知事を通じて社会福祉のために利用してもらうべく、今回のチャリティー募金と有志の寄付金を合わせて48万円余りの寄付をさせていただきました。社会福祉のために利用しても

らうことを約束し、感謝の言葉と感謝状を頂いて、この企画は終了となりました。社会貢献、奉仕活動、ボランティア等の活動に対しては皆さん協力的であることと必要性、重要性を感じた事業でありました。

ご参加の皆様、協力いただいた関係者様、本当にありがとうございました。

和歌山県土地家屋調査士会  
広報部 副部長 西端俊彦

# オンライン申請の動向



日調連特定認証局運営委員会 運営委員 堀越義幸

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT戦略本部)のホームページで、「オンライン利用に関する利用者の意見・要望と利用拡大行動計画における取組状況について」が公表されました。

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部「第4回 電子行政に関するタスクフォース」で「国民ID制度」等の検討とともに公表されたもので、平成20年に策定された「オンライン利用拡大行動計画」の中間報告的なレポートと思われる。

登記も含めた重点手続のオンライン利用率は計画値を達成しているようです。反面、全く利用されていない手続や利用率が極めて低い手続もあります。オンライン申請の一部廃止も含め、既にこれらの利用率の低い手続の整理が始まっています。

不動産登記分野に関していえば、来年2月14日から「専用」受付システムに切り換わりますが、現在使用している「汎用」受付システムについては廃止も含めた見直しながされるようです。

オンラインの利用拡大のための利用者側からの意見・要望も公表されています。特に利用者団体の意見は興味深いものが多数あります。

特定認証局の負担軽減については日調連も含めた複数の団体から

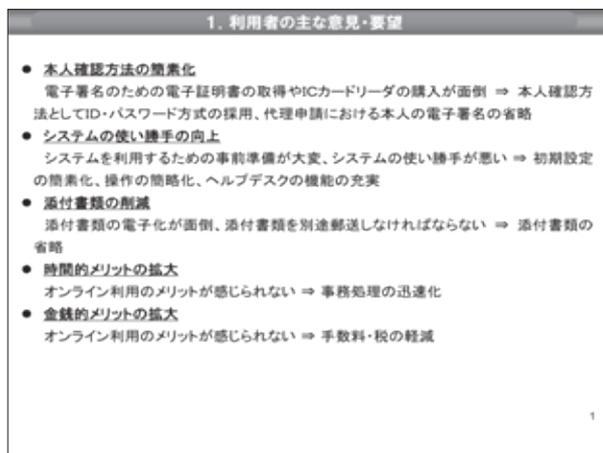
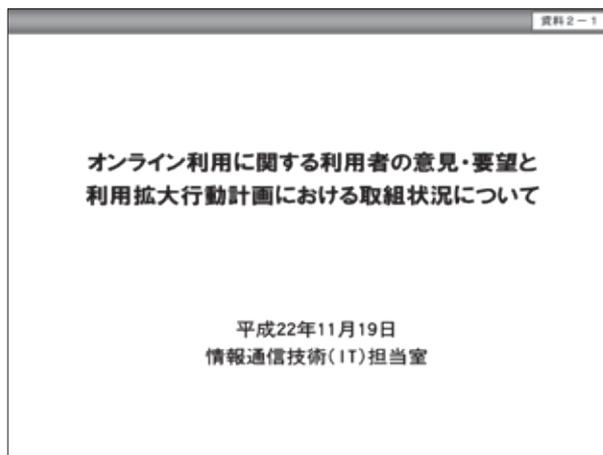
なども要望されていますが、ぜひ早急に対応してほしいと思います。

また、オンライン申請における本人確認方法の簡素化や、添付書類の削減などは不動産登記手続以外の手続の動向など、注視する必要がありますが、そうだと思います。

オンライン申請を行う以上、セ

キュリティ(改竄・成りすまし防止など)面の安全性を確保する必要がありますので、不動産登記など重要な手続については電子署名の仕組みを外すわけにはいきません。もちろん、資格者代理人が関与する場合には代理人の電子署名だけで足りるとすべきでしょう。

[http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/denshigyousei/dai4/siryou2\\_1.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/denshigyousei/dai4/siryou2_1.pdf) から引用





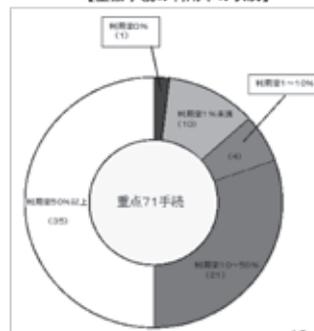
### 3. 重点手続のオンライン利用の状況

- 平成21年度のオンライン利用率(重点手続全体)は56.3%で、当該年度の計画値(49.7%)を達成。
- 輸出入・港湾手続、産業財産権出願関連手続、生命保険関係手続及び採捕数量等の報告の4分野24手続については、25年度目標値(分野別)を達成。
- 電子申告・納税等開始届及び生命保険関係手続(2手続)の3手続については、オンライン利用率100%を達成。
- 重点手続の約半数は利用率が50%以上となっている一方で、まったく利用されていない手続や利用率が極めて低い手続もある。

【主な重点手続分野とその利用状況】

重点手続分野	19年度 実績値	20年度 実績値	21年度 実績値	21年度 計画値	25年度 目標値
重点手続分野(71手続)	43%	50.6%	56.3%	49.7%	72%
登記(5手続)	34%	47.2%	54.8%	42%	71%
輸出入・港湾(20手続)	91%	92.4%	93.0%	92%	93%
国税(15手続)	23%	36.6%	45.4%	40%	65%
社会保険・労働保険(21手続)	42%	45.6%	50.3%	47%	70%
産業財産権出願関連(1手続)	92%	92.6%	93.0%	92%	93%
自動車登録(1手続)	54%	54.3%	57.4%	56%	60%

【重点手続の利用率の状況】



(注) ( )内の数値は、手続数を示す。

「オンライン利用拡大行動計画の概要について」 平成20年9月内閣官房IT担当室から引用

重点手続の目標値			
◆利用率向上の成果が現れるまでに一定期間を要する手続もあるため、重点手続分野ごとに5年後の新たな目標値を設定			
◆企業・土産中心の手続など、取組の効果が比較的早期に現れるもの(54手続)については、分野ごとに3年後の目標値を設定			
重点手続全体での 目標値(71手続)	H19年度末 (実績)	H23年度末	H25年度末
重点手続全体での 目標値(71手続)	43%	50%	72%
5%取組の効果が比較的早期に現れる中 で、10%取組の効果が現れる手続(54手続)	48%	66%	
登記 (5手続)	34%	57%	71%
輸出入・港湾 (20手続)	91%	93%	93%
国税 (15手続)	23%	65%	65%
社会保険・労働保 険 (21手続)	42%	70%	70%
産業財産権 (1手続)	92%	93%	93%
自動車登録 (1手続)	54%	60%	60%

電子証明書はオンライン申請へのパスポートともいえますし、ネット上での職印と言えるかもしれません。

だからこそ、電子証明書の発行については電子署名法で厳格な手続が要求されています。

電子証明書の発行については「更新」といっても、その実質は新規発行と同じプロセスが要求されます。

日調連認証局は稼働開始から6年目を迎えています。電子証明書の有効期間は5年間ですから、当初に発行した電子証明書はその有効期間満了を迎えようとしています。

日調連認証局から、電子証明書(ICカード)の有効期間満了日が近づいた会員の方々に対して、有効期間満了日3か月前頃に案内文書の送付を開始していますが、その返答が遅れ気味の方が多く、更



新発行が有効期間満了日に間に合わない可能性があります。

今一度、皆さんのICカードの有効期間の確認をお願いするとともに案内が届きましたら、早急に手続をお願いいたします。

ICカードにつきましては更新手続を含め、全ての発行が新規発行となりますから、利用申込みの際はICカード利用申込書・印鑑登録証明書・住民票の写し(ただし、日本に居住する外国人の方の場合は登録原票記載事項証明書)・戸籍謄(抄)本(ただし、土地家屋調査士名簿に職名(旧姓使用等)を登録している場合のみ)・発行に係る費用10,000円(税込)の振込依頼書又は領収書等の控のコピーが必要となります。

## 愛知県土地家屋調査士会事務局

愛知県は律令制における尾張国と三河国からなっており、尾張国は織田信長や豊臣秀吉の出身地として、また、三河国は徳川家康や吉良上野介のゆかりの地域として名高いところです。

現在ではTOYOTA、中日ドラゴンズ、名古屋グランパスのお膝元でもあります。

県庁所在地である名古屋市は、今年、名古屋城築城400年にあたり、これを記念して名古屋開府400年祭が開催されており、市内各地で様々なイベントが行われています。

名古屋城は、昭和20年の空襲で消失した近世城郭御殿の最高傑作といわれた本丸御殿を現存する実測図、写真等を元に忠実に復元する工事が総工費150億円、平成34年完成予定で進行中です。この名古屋城と名古屋駅のほぼ中間に当国会館があります。

当会は、昭和25年の設立当時は「名古屋土地家屋調査士会」という名称でした。その頃の会館は名古屋市中区にあり、その後は東区内を数か所移転した後、昭和49年4月に東区主税町にある法務総合ビルのワンフロアを会館として取得しました。

現在の会名「愛知県土地家屋調査士会」と改称されたのは、昭和55年7月1日のことです。その後も約25年間、法務総合ビルを会館としていましたが、平成17年2月、現在の会館を名古屋市西区新道に建設し移転しました。

現会館は、鉄骨4階建て、延べ床面積904㎡、会館の基本設計には公開コンペを行い、多数の応募者から審査の結果、最優秀デザインを選びました。国道22号線に面しており、北向きのオフィス空間ですが、外観はとても明るく開放的なガラス張りです。そして、名古屋市営地下鉄 鶴舞線 浅間町駅(名古屋駅より約15分)から徒歩すぐの距離にあり、大変立地条件の良いところです。1階に駐車場(7台分)、2階には会長室・会議室(小)・事務局、3階には資料センター・調停室・会議室(大)、4階には図書室・調停待合室・会議室(大)・倉庫を配置しています。4階の大会議室は、通常の部会・委員会等の会議はもちろん、2か月に1回の理事会も開催できる広さとなっています。

ところで、当会の資料センターでは、永年にわたり収集してきた土地区画整理等の「換地図」を保管・管理しています。これらの換地図は画像データ化し、約30,000枚のデータを会員に一日24時間どこからでもダウンロードできるサービス(WEB資料センター)を行っています。今後も継続的にデータの集積を行い、会員業務の利便を高めるため、より充実した内容と運営を目指して活発に取り組んでいるところです。

当会は11支部で構成されています。平成22年11月1日現在の会員数は1,097名と21法人です。全国で3番目に会員数の多い会となっています。毎年30名程度の入会者がありますが、退会者も年間30名弱いますので、会員数は微増という状況です。

現在、役員数は32名(会長、副会長4名、専務理事、常任理事6名、理事18名、監事2名)、職員数7名(男性3名、女性4名)で構成されています。

今後もより一層愛知会の発展のため、全員が一丸となってがんばっていききたいと思います。



会館



愛知会キャラクター「きょうかい君」



事務局職員一同

愛知県土地家屋調査士会連絡先

〒451-0043

愛知県名古屋市西区新道一丁目2番25号

TEL : 052-586-1200 FAX : 052-586-1222

URL : <http://www.chosashi-aichi.or.jp/>

MAIL : [info@chosashi-aichi.or.jp](mailto:info@chosashi-aichi.or.jp)

## 札幌土地家屋調査士会事務局

札幌会は北海道4会のうち、道央に位置する21市、36町、6村から構成されています。昭和49年に森進一氏が「なにもーないー春ですー」と熱唱した東のえりも町から元祖ゆるキャラ「たら丸」で有名？な西の岩内町まで約300 kmの距離があります。パウダースノーで有名な「東洋のサンモリッツ」、ニセコ町・倶知安町。その昔、「北のウォール街」と呼ばれた運河と寿司と裕次郎の小樽市。夕張メロンと財政再建団体として有名な夕張市。北海道大学鈴木名誉教授のノーベル化学賞受賞ですっかり名を挙げたむかわ町のしししゃも。もっと紹介したいのですが、後は観光協会のホームページをご覧ください。

現在の札幌会は会員総数308名(法人会員3法人)、10支部体制で運営しています。会員数は昭和62年の392名をピークに徐々に減少しており、悩ましいことです。札幌会の平成22年予算額は5,900万円であり、事業体系の合理化や整理により節減を進めています。

札幌土地家屋調査士会事務局は設立当初、会長の事務所に置かれ数度の引越しを経て、昭和55年に現在の会館(晴ればれビル8階を区分所有)を取得しました。



会館は日本3大歓楽街「すすきの」の一角に位置し、地下鉄すすきの駅から徒歩5分という日本でも有数の恵まれた環境です。同フロアには札幌公共嘱託登記土地家屋調査士協会事務局、さっぽろ境界問題解決センター調停室があり、60名収容の大会議

室も備えています。事務局体制は伊藤事務局長、袴田事務局員、井上事務局員の3名で構成されており、他の土地家屋調査士会事務局と同様、「境界問題解決センター」事務、「政治連盟」事務、各種の問い合わせなど日々奮闘しています。



札幌土地家屋調査士会連絡先

〒064-0804

札幌市中央区南4条西6丁目8番地

晴ればれビル8階

TEL : 011-271-4593 FAX : 011-222-4379

URL : <http://www.saccho.com>

MAIL : [sta001@mb.snowman.ne.jp](mailto:sta001@mb.snowman.ne.jp)

さっぽろ境界問題解決センター

TEL : 011-281-8711

会長  
レポート

10月16日～11月15日

## 10月16日

## 日本災害復興学会神戸大会・臨時総会

日調連も会員となっている日本災害復興学会(会長・室崎益輝関西学院大学教授)の2010年度研究大会と臨時総会が神戸市の高台にある神戸大学工学部キャンパスで開催された。間もなく16年になる阪神・淡路大震災発災の際には神戸大学の学生からも多くの犠牲者・負傷者を出している。また、震災後の復興まちづくりには地元大学として多くの貢献をされている。今回の研究大会の会場は関係者の思いの籠った場所での開催で、全国から研究者等が多数出席し、開催された。シンポジウムのメインテーマは「〈被災地をつなぎ、記憶をつなぐ〉学生ボランティア」。阪神・淡路大震災後も次々と発生する大災害の現場では学生ボランティアが大活躍していただいているが、その方々の実体験から見えてくる課題と提言にうなづくばかりの一日だった。

## 17～18日

## 九州ブロック協議会

## 会長会議・担当者会同

沖縄県那覇市で九州ブロック協議会の各会会長会議と連合会がお願いしているブロック担当者会同が沖縄県土地家屋調査士会(宮城朝光会長)が当番会となって開催され、出席。午後からの私の担当する連合会報告の時間には担当者会同等に出席いただいた皆さんに『法務局の事務を地方に移管することを含む地域主権に関する政府の検討』について、日調連はこのことに強く反対していること、取り組みの現状等、対応状況を説明したほか、公共嘱託登記受託環境の改善のための取り組み等をお話しさせていただいた。

夕刻からの懇親会ではブロック内各会から出向されている役員の皆さん、来賓者の方々と親しく意見交換させていただいた。

翌日は八重瀬町のザ・サザンリンクスゴルフクラブを会場に開催された親睦ゴルフ大会に飛び入りで参加させていただいた。途中、突然の嵐のよう

な風雨に驚かされたが、沖縄会の宮城会長、金城名誉会長、名嘉元会長ほかの皆さんのお世話で久しぶりにリラックスの一日を過ごさせていただいた。

## 21日

## 近畿ブロック協議会

## 親睦ゴルフ大会前夜祭

毎年、この時期に開催している近畿ブロック協議会(中村秀紀会長)が主催する親睦ゴルフ大会の前夜祭が滋賀県草津市のホテルで開催され、出席。私の出身ブロックの役員の皆さんと遅くまで懇談させていただいた。

## 22日

## 山口会60周年記念式典・講演会

早朝の新幹線で山口市・湯田温泉に移動し、山口県土地家屋調査士会(西本聡士会長)が主催する土地家屋調査士制度制定60周年記念式典・記念講演会と祝賀会に出席。記念式典には奥田哲也・山口県方法務局長はじめ県下各界からご来賓の出席をいただき、厳粛かつ盛大に行われた。記念講演会は地元出身の日本政策投資銀行参事役・藻谷浩介氏による『市民生活からみた土地の境界』と題したお話。同氏は先に開催されたG空間EXPOの日調連主催会場でも講演いただいたが、府県境の起源やそれにまつわる歴史的事件などを楽しみ語り口で展開され、とても勉強になった。夕刻からの祝賀会には自民党土地家屋調査士議連の高村正彦会長、岸信夫議員も駆けつけてくださり、楽しい時間となった。

## 25日

## 石田真敏衆議院議員政経セミナー

正午から大阪市内のホテルで自民党土地家屋調査士議員連盟事務局次長の石田真敏・衆議院議員主催の政経セミナーが開催され、出席。江戸期の大政奉還から現在までの日本と国際社会の関係、現下の国会周辺の動きを含め、政治情勢諸般について一時間余り熱く語られ、勉強させていただいた。

26日

#### 日本測量協会関西支部広報部会

正会員として多くの土地家屋調査士が参画され、各地の土地家屋調査士会の多くも特別会員となっている日本測量協会で、私は本部理事を拝命しているが、一方で古くから関西支部のお世話役もさせていただいている。現在は広報委員会に所属しているが、この日は次号の関西支部報の内容などを協議する委員会が開催され、出席。測量業界や測量機器業界・地図業界・測量機器の検定をしている技術センターなどから委員が出向し、さながら異業種交流会のようなもので、情報交換の場であり、勉強の場ともなっている。

27日

#### 第二東京弁護士会仲裁センター設立20周年記念シンポジウム

第二東京弁護士会の仲裁センターは弁護士会の仲裁センターの中でも老舗である。同センター運営委員会委員長は日調連顧問をお願いしている出井直樹弁護士(元日弁連事務次長)ということや、土地家屋調査士会ADRの運営においては当初から特段のご尽力をいただいていることからお招きをいただき、小林庄次・日調連ADRセンター長と一緒に出席させていただいた。当日のシンポジウムでは東京大学教授・太田勝造氏ほかの先生方に

よる紛争解決の質的向上をテーマに展開された。

28日

#### 秋の園遊会

##### 山本有二・衆議院議員国政報告会

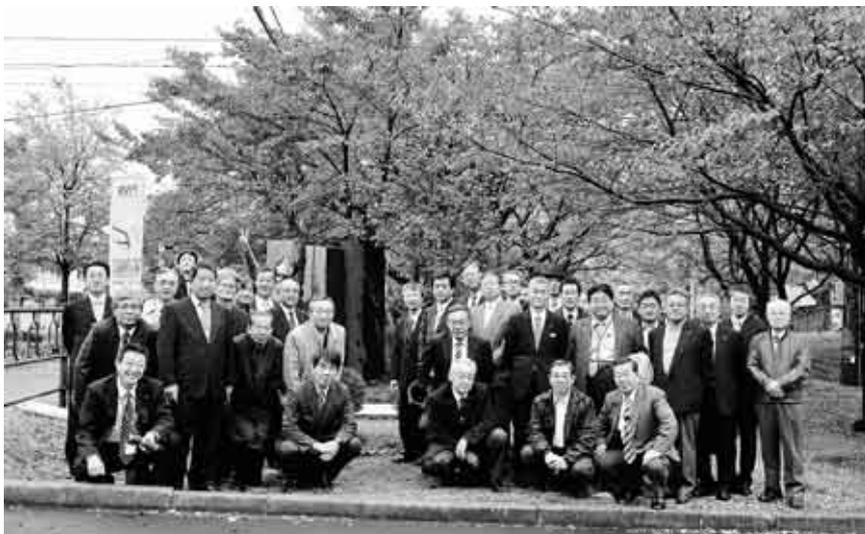
天皇・皇后両陛下ご主催の秋の園遊会にお招きいただき、妻とともに赤坂御苑へ。あいにくの雨模様の中であったが、両陛下に拝謁させていただき、皇太子殿下、秋篠宮殿下にお声をかけていただく等、緊張と感激を同時に経験。

夕刻から自民党土地家屋調査士議員連盟副会長・山本有二衆議院議員の主宰する国政報告会が都内のホテルで開催され、出席。同議員には2000年に東京で開催した国際地籍シンポジウムで基調講演をいただいたが、「平成検地」をテーマにお話しいただいたことが今日の平成地籍整備につながっており、意義のあるシンポジウムにさせていただいたことをいつも感謝している。

29～30日

#### 第4回理事会(長野県松本市)

今年は土地家屋調査士制度制定60周年の年であることから、この年に連合会役員の職にある皆さんに制度への思いをさらに高めていただくため、理事会を『土地家屋調査士制度発祥の地』である長野県松本市で開催したいと考えていたが、長野県



平成22年10月29・30日 日調連第4回理事会  
松本市 土地家屋調査士制度発祥の地記念碑前で  
(提供：長野会 太田正人氏)

土地家屋調査士会の宮下照也会長、太田正人・元会長、中塚憲連合会理事ほか同会役員の皆様のご協力をいただき、実現することができた。理事会には長野会役員の皆さんにも出席いただき、傍聴いただいた。2日目は日調連初代会長降旗徳弥先生の墓所に供花させていただき、1994年に建立した『土地家屋調査士制度発祥の地碑』を理事会構成員全員で訪れる等、60年の歴史を作っていたいただいた先輩諸兄の御苦勞を思い、感謝の意を表させていただいた。この碑は長野県土地家屋調査士会松本支部の皆さんが欠かさず清掃していただいているが、青木支部長はじめ皆さんにお礼を申し上げた。

## 11月1日

### 小川敏夫・法務副大臣表敬 塩崎議連幹事長国政報告会

竹内副会長、瀬口専務、竹谷常務とともに衆議院議員会館に小川敏夫法務副大臣を表敬させていただいた。連合会からは日調連の現状説明と地域主権の議論に関し、国の出先機関原則廃止の対象に法務局の事務が含まれていることに懸念を持っていること、連合会としては法務局の事務は国が直接行うべき事務であると強く反対していること、拙速な形で進めるのではなく、より慎重な議論と検討をお願いしたいことを申し述べさせていただいた。

夕刻 大阪に移動。大阪駅前のホテルで自民党土地家屋調査士議員連盟幹事長としてお世話になっている塩崎恭久衆議院議員が主宰する国政報告会に出席。近畿ブロック内の政治連盟の皆さんにも多数出席いただいた。

## 2日

### 石田真敏議員打合せ 地籍問題研究会

午後 衆議院議員会館に瀬口専務と共に石田真敏議員(自民党土地家屋調査士議員連盟事務局次長)を訪ね、地域主権関係の打合せ。

その後、連合会がお世話役になって10月の地籍

シンポジウムの際に設立報告した地籍問題研究会の第1回幹事会を開催。早稲田大学総長ご就任直前の超ご多忙の中をご出席いただいた鎌田薫・研究会代表幹事のほか、役員の皆様のご出席を頂き、組織・運営等、今後の方向性や直近の研究会の日程等を協議。総務委員会と企画委員会を設け、実動スタートとなった。私は鎌野邦樹副代表幹事(早稲田大学教授)と共に総務委員会を担当することとなった。明年2～3月ごろに第1回目の研究会を開催することとした。

## 4日

### 大阪会60周年記念シンポジウム・記念式典

私の地元・大阪土地家屋調査士会(横山慶子会長)が主催する土地家屋調査士制度制定60周年記念シンポジウムと記念式典・祝賀会が大阪の中心にあり、国指定重要文化財でもある中之島の大阪市中央公会堂を会場に開催された。第1部は「境界シンポジウム in おおさか～表示登記と国民生活～」。

満員の参加者を前に「土地の表示に関する登記と筆界特定」と題して大阪法務局石井寛明局長が、「国土調査の意義と実施への道すじ」をテーマに国土交通省・国土調査課安藤暁史課長補佐がそれぞれ基調講演。続いて大阪会の矢原健聖・山岡昇の両会員によるフィールドワークに基づく事例研究報告、井畑正敏・同会副会長をコーディネーターに京都産業大学・村田博史、名城大学・安本典夫の両教授も登壇してのパネルディスカッションが行われた。私もパネラーの一人として参加し、土地家屋調査士と境界・地籍調査について発言させていただいた。続いて開催の記念式典・祝賀会には府下各界から多数のご来賓をお迎えして、盛大に開催された。

## 5日

### 塩崎恭久衆議院議員、岩波薫さん感謝の会

午後、瀬口専務と共に衆議院議員会館に塩崎恭久・議連幹事長をお訪ねし、議連開催日程・協議テーマ等の打ち合わせを行う。

夕刻から都内のホテルで法務省労働組合中央執行委員長を永年務められた岩波薫さんの退任にあた

り、同氏のご活躍・ご尽力に感謝する夕べが開催され、関係団体長としてお招きを頂き瀬口専務、竹谷常務、待野全調政連会長ほかの皆さんと出席させていただきました。岩波さんは私が連合会に出向したときとほぼ同時期から全法務の顔として活動されている方で、司法制度改革や不動産登記法の改正など共通の課題を熱く議論させていただきました。ご苦労様でした。

## 7日

### 台北市へ

9日から台北市の圓山大飯店(グランドホテル)を会場に開催予定の第7回国際地籍シンポジウム出席のため、台北市に移動。

## 9日

### 歓迎レセプション

夕刻から会場のホテルで韓国からの参加者と日調連参加者をお招きいただき、中華民国地籍測量学会(呉萬順理事長)の主催による歓迎レセプションが開催された。韓国地籍学会からも郭正完会長、金相洙国際地籍学会名誉会長はじめ多数の学者研究者が参加されたが、2年に一度の国際会議を前に旧交を温め歓談の輪が広がった。

## 10日

### 第7回国際地籍シンポジウム

#### 国際地籍学会総会

早朝から開催の開会セレモニーには中華民国政府・台北市政府の各代表者をお迎えし、厳粛かつ盛大に開催された。引き続き、ホテル内の2会場で各国参加者による研究報告・論文発表が行われた。日本からは私から今春の国土調査関連法の改正を含め、最近の日本の地籍調査分野の動きについて基調報告をさせていただいたほか、加賀谷朋彦、小林昭雄、上田忠勝、中原章博、藤井十章の各氏が研究報告。

夕刻から学会総会と公式晩餐会が開催された。総会では日本から会則の見直し等を提案したが、引き続き検討することとした。

公式晩餐会には台湾の地籍分野を代表する学者・研究者が多数出席され、国際親善の場としても大いに意義と成果があった。

## 11日

### 早朝の飛行機で帰国

シンポジウム参加者は中華民国地籍測量学会の皆さんの案内で台北市内の松山地政事務所、台北市政府地政処土地開発総隊事務所を訪問したが、私は日本での予定の関係で一足先に帰国。

## 12日

### 褒章伝達式

午前、法務省講堂で秋の褒章受章者への褒章伝達式が催され、来賓としてお招きいただき、出席。土地家屋調査士関係では坂元均(前鹿児島会会長)、野地良宏(前日調連常任理事・元福島会会長)、山下富雄(前東京会会長)、浦川久加壽(元三重会会長)、内山一郎(元日調連理事・元千葉会副会長)の5氏が黄綬褒章受章の栄に浴された。各氏とも永年にわたって土地家屋調査士として業務に精励されるとともに土地家屋調査士会の役員として土地家屋調査士制度・法務行政の充実発展に寄与された功績が顕著であるとしてのご受章、伝達式は厳粛のうちに挙行され、褒章の記と褒章が贈られた。受章者ご夫妻は式典終了後、褒章を胸に天皇陛下に拝謁のため、皇居に参内。

午後、皇居への行事を終えた受章者は皇居から法務省に戻り、原優・民事局長を表敬の後、民事第二課長主催の懇談会に出席。受章された皆さん、私も同席させていただき、永年の会務へのご貢献に感謝の意を表させていただきました。受章された皆さん、おめでとうございます。

その間を縫って、全国土地家屋調査士政治連盟の役員会に出席。志野・竹内の両副会長ほかの皆さんにも同席いただき、政治連盟幹部の皆さんと地域主権に関する対応等を協議させていただきました。

**10月****25日**

第8回編集会議(電子会議)

&lt;協議事項&gt;

- 1 会報掲載記事について
- 2 ホームページについて

**27日**

第2回研究所会議

&lt;協議事項&gt;

- 1 各研究員における研究課題についての検討について
- 2 土地家屋調査士補助者制度の取扱いについて
- 3 地籍制度を考える視点について
- 4 次年度の研究所の方針について
- 5 研究経過報告書の作成について

**27日**

オンライン登記推進会議

&lt;協議事項&gt;

- 1 環境設定ソフトウェア「らくらく」の改訂について
- 2 各土地家屋調査士会向け説明資料の作成について

**29～30日**

第4回理事会(長野県松本市)

&lt;審議事項&gt;

- 1 「地籍問題研究会」への賛助会員としての入会について
- 2 土地家屋調査士法改正検討プロジェクトチームの委員の選任について

&lt;協議事項&gt;

- 1 土地家屋調査士制度制定60周年記念事業に関する総括協議について
- 2 地籍問題研究会へ委託すべき研究課題等について
- 3 地域主権戦略会議への対応について
- 4 公共嘱託登記土地家屋調査士協会に関する実情調査結果の対応について
- 5 平成23年度事業方針大綱の策定に関する重点事項について

**11月****2日**

第1回業務受託環境整備プロジェクトチーム会議

&lt;協議事項&gt;

- 1 直近の業務受託環境整備プロジェクトチームの取組みについて
- 2 平成23年度の取組みについて

**4日**

第3回広報部会

&lt;協議事項&gt;

- 1 平成23年度広報部事業計画(案)及び同予算(案)について
- 2 制度広報に関する事項について
- 3 内部広報に関する事項について
- 4 会報の編集及び発行に関する事項について
- 5 情報の収集に関する事項について

**4日**

第3回特別研修運営委員会

&lt;協議事項&gt;

- 1 第5回土地家屋調査士特別研修の仮決算について
- 2 第6回土地家屋調査士特別研修について
- 3 平成23年度特別研修特別会計収入支出予算(案)について

**5日**

第3回社会事業部会

&lt;協議事項&gt;

- 1 平成22年度社会事業部事業における今後の対応等について
- 2 平成23年度社会事業部事業計画(案)及び同予算(案)について

**9～11日**

第7回国際地籍シンポジウム(台湾)

**10日**

第1回土地家屋調査士法改正検討プロジェクトチーム会議

&lt;協議事項&gt;

- 1 土地家屋調査士法改正に関する検討について

**15日**

第2回筆界特定制度対応プロジェクトチーム会議

&lt;協議事項&gt;

- 1 「筆界特定制度に関する指導者養成研修会」に係るアンケートについて

# 土地家屋調査士名簿の登録関係

## 登録者は次のとおりです。

平成22年10月1日付  
 東京 7629 今尾 正明 埼玉 2474 中澤 勇七  
 茨城 1405 笹原 潤 新潟 2166 山本 兼亮  
 兵庫 2374 新村 貴幸 三重 863 前川 幸久  
 島根 492 猪俣 梢 鹿児島 1029 上小鶴一善  
 宮崎 773 岩切 謙一 福島 1453 永井 文雄  
 愛媛 825 宮岡 宏太  
 平成22年10月12日付 福井 426 服部 圭司  
 平成22年10月20日付  
 東京 7630 小椋 俊輔 神奈川 2885 樽川 豊徳  
 群馬 998 大塚 弘

## 登録取消し者は次のとおりです。

平成21年12月1日付 東京 5919 後藤 哲雄  
 平成22年8月22日付 大阪 598 佐藤 孝  
 平成22年9月26日付 栃木 262 高橋 和男  
 平成22年10月1日付  
 東京 558 加藤 健作 東京 1161 木村 保雄  
 東京 7367 竹内 恒夫 東京 7440 齊藤 雄  
 神奈川 1455 磯部 貞 埼玉 1857 野口 英保  
 千葉 1234 小崎 龍夫 千葉 1444 大村 鉄弥  
 千葉 1934 久保 明 静岡 620 山本 隣  
 静岡 1300 本田 貞夫 静岡 1314 清水 実  
 静岡 1481 須山 剛 長野 2272 千野 正嗣  
 新潟 1657 竹尾 公夫 兵庫 1907 杉本 一成  
 奈良 237 谷村 哲朗 愛知 1801 澤田 道孝  
 愛知 2400 黒田 暁一 愛知 2562 米萩 稔

石川 580 袋井 勝 山口 677 河村 誠一  
 山口 698 池本 賢治 山口 868 和泉 誠  
 岡山 1085 近藤 近男 福岡 1565 緒方 誠二  
 長崎 572 面野 克毅 大分 302 首藤 明生  
 沖縄 341 古謝 世好 沖縄 436 石垣 永進  
 福島 449 菅井 篤雄 福島 1425 南波 康行  
 岩手 868 高橋 亨 秋田 954 齋藤千代喜

平成22年10月12日付  
 埼玉 1008 荒川 豊美 埼玉 1044 国分 道弘  
 埼玉 1176 綿貫 哲 埼玉 1405 込山 和夫  
 埼玉 1503 原 孝利 埼玉 2342 花田 博樹  
 埼玉 2364 渡辺 順一 埼玉 2397 横地 壽郎  
 千葉 1133 鈴木 晋 栃木 867 鹿野 裕史  
 群馬 340 遠藤 親佳 長野 1868 宮本 卷  
 新潟 1779 高橋 邦男 新潟 2037 阿部 修  
 新潟 2078 池田 庄作 大阪 1385 大上 幸雄  
 京都 506 川北 壽邦 三重 353 前川 房雄  
 福井 415 田口傳左エ門 石川 393 坂本 健輔  
 石川 402 森 幸雄 石川 496 北川 晶  
 広島 1608 山中 徳文 鳥取 451 亀山 進  
 島根 407 廣兼 信介 佐賀 507 福島 廣幸  
 鹿児島 685 立山 洋一 鹿児島 756 大宮司正明  
 山形 971 大宮長二郎

平成22年10月20日付  
 東京 4794 加山 主計 長野 2534 中山 洋行  
 大阪 2763 飯田 隆 愛知 1525 小黒 満  
 広島 1151 内本紀久男 広島 1395 山野 行男  
 広島 1639 高橋 輝彦 山口 879 吉武 正敬  
 福岡 1190 藤野 正憲 宮城 507 及川 壽  
 宮城 767 前野 和喜 旭川 211 沢渡 久芳

## 京都会

### 『夏休み法務局見学会』に協力しました。』



『京都土地家屋調査士会報』第147号

京都地方法務局では、社会見学、職場体験、総合学習及び「法教育」の一環として、地元校区の小学校高学年を対象に標記見学会を開催しています。昨年につづいて今年もこの企画に京都土地家屋調査士会が協力いたしました。

7月28日(水)午前10時、見学会に参加した京都市立御所南小学校5、6年生は、法務局の会議室で登記、戸籍・国籍、供託、訟務及び人権擁護事務についてスライド説明と、子ども人権専門委員による講演を受けた後、当会員の指導の下、鴨川河川敷公園において、トータルステーション(TS)を使った測量体験を行いました。公園では、児童が歩測した距離(10メートル)の誤差をTSで確認する「距離当てゲーム」と、遠方に貼り付けた人

権キャラクターのポーズと自分の持つイラストと一致するものを探す「宝探しゲーム」などを行いました。児童たちは、トータルステーションが瞬時に正確な距離を表示する性能や、遠くの目標物が間近に見える望遠鏡に感動し、また、南側の丸太町通に架かる橋脚までの約1キロメートル先の距離が測定できることに驚いていました。

法務局の企画への共同参加ですが、見学会を通して登記の仕組みとそれに関わる土地家屋調査士の仕事があることを子ども達に伝えることができました。児童たちが法務局や私たちの仕事にはどんな

役割があって、それらの仕事で自分たちの暮らす社会にどのように役立っているのかを学習する、そんな教育の一場面に関わることができ、私たちにとっても大変貴重な体験ができたと感じています。

当日の様子が翌日の京都新聞朝刊の「京日記」で記事となりました。残念ながら今年も「土地家屋調査士(会)」の文字はありませんでしたが……。

なお、当日の午後6時45分ころ放送されたKBS京都のニュース番組「京プラス」では、女性キャスターから「京都土地家屋調査士会の協力で」と報道していただきました。

(京都新聞記事の閲覧アドレス)

<http://www.kyoto-np.co.jp/sightseeing/arti-cle/20100728000176>



# 兵庫会

## 「支部連絡版 姫路 おやし塾」

姫路支部 一井 陽介



『会報HYOGO』第537号

平成22年2月4日(木)姫路市立  
広畑第二小学校6年生を対象に、  
建築士会姫路支部と土地家屋調査  
士会姫路支部との合同による課外  
実習を行いました。

建築士会では建築・設計につい  
ての講習を、我々調査士会ではグ  
ラウンドにて測量実習を担当し、兄  
童十数名を1グループとし順番に講  
習を受けてもらいました。測量実

習内容については測量A・測量B  
の2班をさらにそれぞれ以下のパ  
ートに分かれて実習を行いました。

### 測量A

- ①面積を計算しよう
- ②高さを測ろう
- ③長さを測ろう

### 測量B

- ①トランシット
- ②レベル

測量Aでは身近なものを使って  
色々なものを簡単に測ろうという  
ものです。



8時だヨ！ 全員集合



③長さを測ろう



パート別の実習



底辺×高さ÷2



底冷えする体育館

①「面積を計算しよう」ではロープで作った5角形の面積をメジャーを使って測ること、

②「高さを測ろう」では丸棒・メジャーを使って鉄柱の高さを調べることができること、

③「長さを測ろう」ではメジャーを使い、歩測で距離を導き出すことができることを、体験してもらいました。

目測なのである程度の誤差はつきものですが、正解しようと懸命な姿勢が印象的でした。

測量Bでは実際に測量機械を使って測ろうというものです。

グラウンドの両端にT. S・ターゲットを設置しグラウンドの幅を計ったり、ノンプリで数百メートル離れた遠くの建造物までの距離

を測るなど、実測量を体験してもらいました。

児童にとっては初めて触るおもちゃは興味津々のようで、説明により光を飛ばしてその反射する時間差により距離を割り出すという原理までは伝えられませんが、大半の児童の疑問であったであろう「何してるの?」の解決をできたと思います。



おーい、こっちだよ(岡本幹事)



うわっ！ 近くに見える



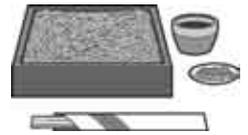
あっ！ グラウンドの端だ



②高さを測ろう

# ちょうさし俳壇

第307回



紙一重 水上陽三

紙一重でどうにでもなる割石榴  
平凡は非凡に通ず花八つ手  
柿一つ啣へて翔べる大鳥  
手塩とは鉢の董の狂ひ花  
捨案山子夢二の腕のなれの果

雑詠 水上陽三選

愛知 清水正明

ガンジীরの戦ふ貌や枯蠅螂  
弓張りの下弦の月や蓮枯るる  
ノンキヤリア上司を叱る一葉忌  
愛憎は疾うに忘れし枯芒  
風に靡き雨に逆らふ枯芒

東京 黒沢利久

お台場の三角点の月夜かな  
曼珠沙華浮世明るくする花か  
尖閣の島々遠し秋の空  
空青き十一月の雅人の忌  
龍太行く或る日の午後の冬木山

茨城 島田 操

石臼で新蕎麦を挽く老舗かな  
夫婦して大根を引く日和かな  
脇役も主役も無言菊舞台  
手の内は見せぬ菊師の空鉢  
吉日の華燭の典や神無月

岐阜 堀越貞有

葛紅葉月曜休みの博物館  
渋皮の色ほんのりと栗ごはん  
逆光に穂先きらきら芒原  
母屋より車庫までお供秋日傘  
三島池逆さ息吹の紅葉映え

埼玉 井上晃一

秋はじめ妻間引菜の小笹下げ  
曼珠沙華主役つとめる町興し  
風立ちて虫の開演促せり  
新米に樽明け渡したる古米  
家族皆揃ひて夕餉栗ごはん

## 今月の作品から

清水正明

ガンジীরの戦ふ貌や枯蠅螂

インドの独立運動の指導者マハトマ・ガンジীরは、枯葉色の肌に逆三角形の顔で大きな眼鏡、七十八歳で暗殺されるまで、非暴力・非服従で戦い続けたことは衆人の良く知るところである。その風貌は火星人とも言われる枯蠅螂の三角顔によく似ている。見立てのおもしろさに引かれる一句である。

黒沢利久

お台場の三角点の月夜かな

お台場は一八五三年六月米使ベリール来航

を機に、伊豆韮山の代官江川太郎左衛門英竜の意見により、幕府が江戸湾防備のため同年八月から築造に着手して築いた砲台である。お台場工事は幕府の財政事情により、品川沖に十一か所の砲台を築く予定が翌年の五月中止され、第一・二・三・五・六番の五基だけが完成したが、いまは第三と第六だけが残っている。亀甲型の築島で周囲に高さ十メートルの石塁をつみ、内部はスリバチ状にくぼんで、陣屋・砲台・火薬庫・炊事場などが置かれていた。さすがに調査士である。三角点に視点を置いて成功した好例といえよう。

島田 操

脇役も主役も無言菊舞台

菊人形展に置かれた歌舞伎の舞台である。見栄を切っている主役も脇役も菊の花によって飾られてはいるが勿論無言である。菊人形を詠んだ俳句は数知れないが、個々の人形ではなく舞台そのものを詠んだところが見所と言えよう。

堀越貞有

三島池逆さ息吹の紅葉映え

息吹は息吹山であろう。いつも関ヶ原の方から息吹を見ているので、岐阜県側から見たものであるうと思つたので取り上げた。不勉強にて三島池の存在を知らないが、固有名詞を使う場合あまり知られていないものは不利と言え。ただしこの句の具象性を買う。



土地家屋調査士の本棚

土地家屋調査士の皆様 特別販売注文書

実務家向け判例付き六法決定版

# 有斐閣 判例六法 Professional 平成23年版

編集代表＝江頭憲治郎・小早川光郎・西田典之・高橋宏志・井上正仁・能見善久

A5判並製箱入・ISBN 978-4-641-00411-5

当注文書ご使用の場合に限り

定価5,460円 → 特別頒価5,000円  
(税込) (税・送料込)



- ◆ 実務家の要望に応える収録法令（収録法令413件）  
不動産登記法、不動産登記令、不動産登記規則をはじめ、実務に欠かせない法令を多数収録。
- ◆ 最新判例・先例を多数追加（収録判例 約12,700件）  
民法、不動産登記法など44件の法令に、理論上・実務上重要な判例・先例を収録。
- ◆ さらに使いやすく  
労働法編を第2分冊へ。判例集等に未掲載の判例について、事件番号を明記。シール付きしおりひもを添付。

好評  
発売中

▼本書のpoint

- ①的確な判例要旨と分類整理 的確な判例要約を明かな見出しで体系的に分類整理。
- ②充実の参照条文 法令集の代名詞である有斐閣『六法全書』を基礎とした、豊富な情報量。
- ③2色刷・2分冊 本文2色刷にし、「条文」と「判例」が一目で識別可能に。2分冊により、重い・かさばるを解消し、使いやすさを実現。

有斐閣 〒101-0051 東京都千代田区神田神保町2-17  
<http://www.yuhikaku.co.jp/>

\*\*\*\*\* FAX・書籍注文用紙 \*\*\*\*\*

- お申し込み期限は平成23年2月28日です。
- FAXにてご注文下さい。

有斐閣サービスセンター行き (FAX 048-465-8300) 特別頒価 5,000円  
代金は、現品に同封の郵便振替用紙にてお支払いください。 (土地家屋調査士の皆様)

『有斐閣 判例六法 Professional 平成23年版』 ISBN 978-4-641-00411-5を注文します。		冊
ご芳名		
お送り先ご住所	〒	
お電話番号		

有斐閣本社 〒101-0051 東京都千代田区神田神保町2丁目17番地  
有斐閣サービスセンター、担当：田村  
〒351-0014 埼玉県朝霞市膝折町4-9-7 電話 048-465-8321

A-ル

# 平成23年度 明海大学不動産学部企業推薦特別入試のご案内

明海大学不動産学部は、日本土地家屋調査士会連合会〔日調連〕との協定にもとづいて、団体会員の子弟及び関係先の子弟等を毎年受け入れています。不動産関連業界の人材育成・後継者養成のため、明海大学不動産学部の企業推薦特別入学試験制度のご活用をご検討ください。

## 出願要領

出願資格(1)～(3)のいずれかに該当し、かつ、出願条件(ア)及び(イ)を満たす者

### ◎出願資格

- (1) 高等学校、中等教育学校または専修学校の高等課程を卒業(修了)した者及び2011(平成23)年3月卒業(修了)見込の者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び2011(平成23)年3月修了見込みの者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (3) 学校教育法施行規則第150条により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び2011(平成23)年3月31日までにこれに該当する見込みの者

### ◎出願条件

- (ア) 本学不動産学部不動産学科での勉学を強く希望し、第一志望として入学を志し合格後の入学を確約できる者
- (イ) 日本土地家屋調査士会連合会〔日調連〕から推薦を受けられる者  
推薦条件：土地家屋調査士を希望し、卒業後に土地家屋調査士業務に従事することを希望する者
- 本入学試験制度は後継者育成が趣旨ではありますが、現在、既に会員(土地家屋調査士)である者についても出願することができます。
- 出願者と出願推薦土地家屋調査士との関係の範囲は特に定めません。推薦書記載の趣旨にご留意下されば結構です。

### ◎試験科目：面接のみ

※面接、提出書類等の評価、審査結果を総合的に判定し、合否を決定します。

### ◎願書受付期間等

A日程 → 受付は終了しました。

B日程

- (1) 願書受付期間…2011年1月31日(月)～2月8日(火)(出願書類提出は日調連宛・郵送必着)
- (2) 試験日…2011年2月20日(日)
- (3) 合格発表日…2011年2月24日(木)

※募集人員は35名(A・B日程合計)です。

**出願をご希望の方 まずは、入試要項をお取り寄せください!**

入試要項のお取り寄せ・お問い合わせは明海大学浦安キャンパス 入試事務室 047-355-5116(直)

# 土地境界基本実務Ⅴ 「境界鑑定Ⅴ(筆界の特定技法)」

## 発刊のお知らせ

平成18年7月31日刊行 A4判並製カバー装箱入 285頁 会員頒布価格2,000円(税込、送料込)

各 位

土地境界基本実務叢書の続編、第Ⅴ巻「筆界の特定技法」を発刊しましたので、御案内いたします。

日本土地家屋調査士会連合会

### ■ 発刊に際して(抄) ■

日本土地家屋調査士会連合会

会長 松 岡 直 武

日本土地家屋調査士会連合会は平成13年に土地境界基本実務叢書の具体的編集作業に着手し、Ⅰ部の境界鑑定(基本実務)を中心とした全4分冊の叢書編集を行い、Ⅱ部には「土地法制」、Ⅲ部には「地租改正報告」、Ⅳ部には「判例・先例要旨」とする図書を平成14年10月に発刊した。以後、連合会はこれらの図書を利用した土地境界基本実務(境界鑑定講座)研修を実施し、併せて各単位会においても継続した会員研修を実施することを要請し、境界の専門家としての専門的知識の習得に努めてきた。

平成16年6月18日には105年ぶりに不動産登記法が全面改正(法律第123号、平成16年6月18日公布、平成17年3月7日施行)され、続けてその直後の平成17年4月13日には法律第29号として「不動産登記法等の一部を改正する法律」が公布されたことにより、筆界特定制度の創設と土地家屋調査士法の一部改正による筆界特定の手続代理関係業務、土地の境界をめぐる民間紛争解決手続代理関係業務等が土地家屋調査士法第3条の業務に新たに加えられるに至った。(中略)

今回発刊する「土地境界基本実務Ⅴ」(筆界の特定技法)は、筆界特定の手続代理関係業務での代理人、筆界調査委員、あるいは民間紛争解決手続代理関係業務での代理人、鑑定人、補佐人、さらには裁判所における鑑定人として、事件をどのように読み取りどう理解するか、当該事件で当事者が求めている主張をどのような資料をもってどう分析し争点の整理をしていくのか、そしてどのような解決に結びつけていくのかなど、「土地境界基本実務Ⅰ」を基本とした筆界の特定技法をさらに深く掘り下げたものとして発刊するものである。

既発刊図書と共に各位の日常業務の一助となれば幸甚である。

## 境界鑑定V（筆界の特定技法）主な目次

### 第1章 筆界の特定技法

- 第1節 筆界の特定技法とは
- 第2節 筆界の特定技法と必要な諸能力
- 第3節 「筆界の特定要素」と「筆界の特定技法」のかかわり

### 第3章 特定技法の能力

- 第1節 調査技法
- 第2節 分析技法
- 第3節 判断技法
- 第4節 表現技法

### 第2章 筆界の特定要素

- 第1節 不動産登記法の求める筆界の特定要素とは
- 第2節 筆界の特定要素から得られる情報

### 第4章 事例から学ぶ

鑑定事例から「筆界の特定技法」を見る  
鑑定事例1～鑑定事例6

### ■ 土地境界基本実務叢書《既刊》の御案内 ■

- 土地境界基本実務Ⅰ 境界鑑定Ⅰ（基本実務）
- 土地境界基本実務Ⅱ 境界鑑定Ⅱ（土地法制）
- 土地境界基本実務Ⅲ 境界鑑定Ⅲ（地租改正報告）
- 土地境界基本実務Ⅳ 境界鑑定Ⅳ（判例・先例要旨）

平成14年10月刊，B5判，4巻1セット，箱入  
会員頒布価格8,400円（税込，送料込）

## 書籍申込書

所属土地家屋調査士会行

※この申込書は所属土地家屋調査士会に提出してください※

① 土地境界基本実務V「境界鑑定V（筆界の特定技法）」(2,000円・税込、送料込)	部
② 既刊4冊セット（8,400円・税込、送料込）	セット
所属会名	
氏名	
送付先	〒
TEL	

ご記入いただいたお名前、ご住所等は、ご注文いただいた商品の発送以外の目的には使用いたしません。

# ブロック新人研修開催公告

平成22年度ブロック新人研修を下記のとおり開催いたします。

## 中部ブロック協議会

記

### 開催日時

平成23年2月25日(金)午前9時30分 開始  
平成23年2月26日(土)午後4時45分 終了

### 開催場所

愛知県名古屋市中区三の丸一丁目5番1号  
「KKRホテル名古屋」  
電話 052-201-3326

### 申込手続

#### 受付期間

平成23年1月4日(火)～  
平成23年1月21日(金)

申込先 所属する土地家屋調査士会事務局

## 九州ブロック協議会

記

### 開催日時

平成23年2月5日(土)午後1時30分 開始  
平成23年2月7日(月)午後3時00分 終了

### 開催場所

沖縄県那覇市旭町116-37  
「沖縄県市町村自治会館」  
電話 098-862-8181

### 申込手続

#### 受付期間

平成22年12月1日(水)～  
平成22年12月28日(火)

申込先 所属する土地家屋調査士会事務局

## 東北ブロック協議会

記

### 開催日時

平成23年2月24日(木)午後1時30分 開始  
平成23年2月26日(土)正午 終了

### 開催場所

福島県福島市大町7-11  
「ホテルサンルートプラザ福島」  
電話 024-525-2211

### 申込手続

#### 受付期間

平成23年1月5日(水)～  
平成23年1月25日(火)

申込先 所属する土地家屋調査士会事務局



### 受講対象者

開催日において登録後1年に満たない土地家屋調査士会会員及び未受講の会員

なお、上記以外にも受講を認める場合がありますので、申込み先までお問い合わせください。

制度制定60周年  
あなたとともに

# 私たちは 土地家屋調査士です。

土地や建物はかけがえのない財産。その権利をしっかりと守り、  
安全で快適な社会環境づくりに貢献します。



五百竹麻弓さん  
(広島市佐伯区)

宮本志奈子さん  
(広島市東区)

松本茂子さん  
(三原市)

木村雅子さん  
(広島市安佐北区)

正木裕子さん  
(広島市西区)

山本和代さん  
(広島市佐伯区)

杉田勝子さん  
(安芸郡熊野町)

上野三依江さん  
(三原市)

山崎裕子さん  
(広島市安佐区)

## 土地境界と表示登記の専門家

土地家屋調査士は、不動産の表示に関する登記申請手続き、  
筆界特定手続き、土地境界問題のADR手続きを行います。  
わが国では土地境界についての唯一の専門資格者であり、  
土地の歴史や法律の知識と測量技術との両方を  
用いて業務を行っています。



## 制度制定60周年

土地家屋調査士制度は、60周年の節目を迎えました。1950(昭和  
25)年7月31日に産声を上げた土地家屋調査士制度は、国民  
生活の基礎となる土地制度と不動産登記制度を支えてきました。  
私たちは、頼りになる専門家集団として、これからも努力を続けて  
まいります。



### こんな時は私たちにご相談を

#### わが家の土地は、本当にこれだけ?

毎年納める固定資産税は、登記された面積に基づいて賦課されます。しかし、  
登記された面積が正しくない場合も実は多いのです。この登記の誤りを  
是正できるのは、土地家屋調査士だけです。

#### 安心できる形で次世代に土地を委ねたい

自分では境界の認識があっても、自分がわかる時にはっきりさせておかない  
と、代替わり後、残された者が思わぬ紛争に巻き込まれるかもしれません。  
安心して次世代に引き継げるよう、私たちがお役に立ちます。

#### 土地の購入を考えている

購入予定の土地に境界線は入っていますか? お隣の方と境界について確認  
書面が交わされていますか? 土地家屋調査士は、依頼を受けて安心して  
購入できる土地にします。私たちが仕事をした土地、それは、安心の証です。

#### 建物の増築・一部取り壊し・解体をしたが...

建物について増築や取り壊しなどの変更を加えた場合は、その変更を登記  
に反映しなければなりません。建物を調査・測量し、その変更を法務局に  
登記申請できるのが土地家屋調査士です。

#### 建物を新築したが...

不動産登記は、目に見えない種別・大きさなどの「表題部」登記と、目に見えない  
「権利部」登記に分かれています。新築の場合「表題部」登記をしなければ、  
所有権の登記ができません。建物を建てたら、まずは私たちにご相談を。

#### お隣と境界でもめてしまった...

私たちは、土地境界の専門家です。まずは、法務局や役所等で資料の調査  
収集を行い、公平な立場で、境界の探索をします。それでも難しい境界の  
もめ事は、他の方法を提案し、解決のお手伝いをします。

### 土地家屋調査士に関するアンケートにお答えください。

アンケートに答えていただいた方の中から抽選で20名様に  
「制度制定60周年記念切手シート(非売品)」をプレゼントいたします。

- Q1** 土地家屋調査士という職業を知っていますか?  
(A)知っている (B)聞いたことがある (C)知らない
- Q2** どのようにして知ったり聞いたりしましたか?(複数回答可)  
[Q1で「知っている、聞いたことがある」と答えた方のみ]  
(A)銀行を通じて (B)不動産業者を通じて (C)工務店を通じて  
(D)知人より (E)相談会 (F)法務局 (G)各種メディアより (H)その他
- Q3** 土地家屋調査士はどんな業務をするか知っていますか?(複数回答可)  
(A)土地や家屋の価値の調査 (B)家屋の耐震調査 (C)土地や家屋の測量・調査  
(D)不動産の表示に関する登記 (E)不動産の所有権移転などの登記業務  
(F)境界の調査及び境界をめぐる紛争解決 (G)その他
- Q4** 境界に関して紛争が生じた場合どこに相談をしますか?(複数回答可)  
(A)弁護士 (B)司法書士 (C)土地家屋調査士 (D)法務局 (E)工務店  
(F)不動産業者 (G)行政の無料相談 (H)インターネット (I)その他
- Q5** その他ご意見があればお聞かせください。

ハガキかファクスにアンケートの回答と①住所②年齢③年齢④電話  
番号⑤職業をご記入の上、〒732-0057広島市東区二葉の里1-2-44  
「広島県土地家屋調査士会」アンケート係までお送りください。  
FAX (082)567-8558 2010年8月10日消印有効

※この募集に当たっては個人情報はアンケート利用に限り、広島県土地家屋調査士会が責任を持って管理し、第三者には提供しません。

広島県土地家屋調査士会

お問い合わせはお気軽に……

〒732-0057 広島市東区二葉の里1丁目2-44 Mail:chosashi@mocha.ocn.ne.jp  
TEL(082)567-8118 FAX(082)567-8558

広島県土地家屋 検索

※上記アンケートは終了しております。

## 平成22年 秋の黄綬褒章

おめでと〜ございます。



黄綬褒章  
坂元 均

(鹿児島県土地家屋調査士会)

昭和54年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴31年  
鹿児島会常任理事、同副会長、同会長を歴任  
平成21年法務大臣表彰等、現在日調連技術センター長62歳



黄綬褒章  
野地 良宏

(福島県土地家屋調査士会)

昭和48年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴36年  
福島会理事、同副会長、同会長、日調連常任理事を歴任  
平成19年法務大臣表彰等、現在日調連参与65歳



黄綬褒章  
山下 富雄

(東京土地家屋調査士会)

昭和46年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴39年  
東京会理事、同副会長、同会長を歴任  
平成21年法務大臣表彰等、現在東京会顧問66歳



黄綬褒章  
浦川 久加壽

(三重県土地家屋調査士会)

昭和43年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴42年  
三重会理事、同副会長、同会長を歴任  
平成16年法務大臣表彰等、現在三重会参与67歳



黄綬褒章  
内山 一郎

(千葉県土地家屋調査士会)

昭和33年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴52年  
千葉会理事、同常任理事、同副会長、日調連理事を歴任  
平成2年法務大臣表彰等、現在千葉県相談役78歳

※受章者の年令・歴に関しては、平成22年11月3日発令日の年令・歴です。

### 編集後記

#### 新聞広告について

今年も残すところあとわずかになりました。本年は土地家屋調査士制度制定60周年を記念する年として記念式典、地籍シンポジウム2010/土地家屋調査士全国大会 in Tokyo、G空間EXPO、全国一斉表示登記無料相談会といったイベントのほか、各会で企画した記念事業など告知する新聞広告を目にする機会が多くありました。

中でも、中国新聞社では2010年6月から8月までの中国新聞に掲載された広告のうち、事前審査でエントリーされた候補12点から、3人の選考委員により話題広告7点が選ばれましたが、その7点の1つに広島県土地家屋調査士会(以下「広島会」という。)が行った新聞広告(中国新聞:2010年7月31日掲載、モノクロ全面広告)が選考されました。講評には「実際の土地家屋調査士をモデルにして臨場感を出した。中でも女性たちを紹介し、堅いイメー

ジを和らげている。アンケートでさらに認知度を高めた。」とありました。9名の女性会員をメインに私たちの業務内容が紹介されていて、温かさを感じる印象を受けました。

広報を担当する者として多くの方に私たちの業務内容、制度、役割などを知っていただけるよう活動しているのですが、今回、広島会が行った新聞広告が何らかの形で第三者に評価されたことは広島会広報部の方々の企画の素晴らしさが光ったものと感じています。

イベント告知などで新聞広告が行われていると思いますが、一度、どのような評価がされているか調べることも大切ではないでしょうか。意外なところで、高く評価されている(?)ことがあるかもしれません…

広報部次長 廣瀬 一郎

## 土地家屋調査士

発行者 会長 松岡 直武

発行所 日本土地家屋調査士会連合会<sup>©</sup>

毎月1回15日発行

定価 1部 100円

1年分 1,200円

送料(1年分) 1,008円

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

〒101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話: 03-3292-0050 FAX: 03-3292-0059

URL: <http://www.chosashi.or.jp> E-mail: [rengokai@chosashi.or.jp](mailto:rengokai@chosashi.or.jp)

印刷所 十一房印刷工業株式会社